請負工事成績評定実施要領

令和5年4月

新潟県農地部

農地部請負工事成績評定実施要領

（目的）

第１　この要領は、新潟県農地部の所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として１件の当初請負金額が 500 万円（施設機械工事については 300 万円）を超える請負工事とし、請負金額の変更があっても対象とする工事は変更しない。

ただし、災害復旧及び災害の防止のために速やかな施工が求められる緊急の指示書等による工事で、具体的な設計図書が示されないまま現場の施工が概成するなど、施工管理、出来形や品質に係る公正な評定が困難な応急工事、需用費執行（修繕）工事または、本体の維持管理（又は原状復旧）を目的とする修繕工事は原則として評定の対象としない。

なお、指示書等による工事とは、平成２０年８月２６日付け農管第２５１号「災害復旧のため契約書を省略し緊急に契約を締結する場合の事務処理及び関係様式の一部改正について（通知）」に関係する文書に基づく工事をいう。

（評定者）

第３　成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び担当課長代理等とする。

（評定の方法）

第４　成績評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

３　工事成績の採点は、別記様式第１「工事成績採点表」により行うものとする。

４　細目別評定点の算出は別記様式第２「細目別評点採点表」によるものとする。

５　評定にあたっては、主任監督員は別紙－１、総括監督員及び担当課長代理等は別紙－２、検査員は別紙－３により行うものとする。また、別紙－４「記入方法及び留意事項」及び別紙－５「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

６　工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－６「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」により提出できるものとし、提出があった場合は工事の成績評定にあたって適切に反映させるものとする。

（成績評定結果の報告）

第５　成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は成績評定を行ったときは、遅滞なく評定表を知事、地域振興局長（以下「知事等」という。）に提出するものとする。

（成績評定結果の通知）

第６　知事等は、別添２「工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第７　知事等は、第６の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

２　知事等は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

附則　この要領は、平成１９年４月１日以降に検査する工事から適用する。
附則　この要領は、平成２３年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、平成２４年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、平成２６年５月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、平成２７年７月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、平成２９年８月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、平成３１年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、令和２年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、令和３年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、令和４年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。
附則　この要領は、令和５年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。

新潟県農地部請負工事成績評定実施要領　添付様式一覧

農地部請負工事成績評定実施要領			1～2
	・別記様式第1	工事成績採点表	4
	・別記様式第2	細目別評点採点表	5
別添2　　工事成績評定通知実施要領			6～7
	・別記様式第1	工事成績評定通知書	8
	別表1	項目別評定点	9
	・別記様式第2	工事成績評定に係る説明書（回答）	10
	・別記様式第3	工事成績評定に係る再説明書（回答）	11
	別紙1	農地部請負工事成績評定評価委員会規則	12
	別紙2	地域振興局請負工事成績評定評価委員会規則	13
工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表			
	別紙1　①～⑥	主任監督員の評定	1～10
	別紙2　①～③	総括監督員・課長代理等の評定	11～18
	別紙3　①～㉜	検査員の評定	19～62
評定の共通資料			
	別紙4	記入方法及び留意事項	64～65
	別紙5　①～⑥	施工プロセスのチェックリスト	66～74
	別紙6　①～②	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	75～76

Ver.N0504

別記様式第1

工　事　成　績　採　点　表

令和　　年　　月　　日　　作成

機関名

契約番号		工事名		契約金額(最終)	円
請負者名		工 期	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	完成年月日	令和　年　月　日
〃 立会者		主 任 監 督 員	総括監督員・担当課長代理等	検 査 員	
考　査　項　目		氏　名　　印	氏　名　　印	氏　名　　印	

項　目	細　別	主任監督員 a	b	c	d	e	総括監督員・担当課長代理等 a	a'	b	b'	c	d	e	検査員 a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0														
	Ⅱ 配置技術者	3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0														
2. 施工状況	Ⅰ 施工管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0								5.0		2.5		0	△ 7.5	△ 15.0
	Ⅱ 工程管理	4.0	2.0	0	△ 5.0	△ 10.0	2.0		1.0		0	△ 7.5	△ 15.0							
	Ⅲ 安全対策	5.0	2.5	0	△ 5.0	△ 10.0	3.0		1.5		0	△ 7.5	△ 15.0							
	Ⅳ 対外関係	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	4.0	2.0	0	△ 2.5	△ 5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△ 10.0	△ 20.0
	Ⅱ 品質	5.0	2.5	0	△ 2.5	△ 5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△ 12.5	△ 25.0
	Ⅲ 出来ばえ													5.0		2.5		0	△ 5.0	
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応※2						(20 ～ 0)				0									
5. 創意工夫	Ⅰ 創意工夫※3	(7 ～ 0)		0																
6. 社会性等	Ⅰ 地域への貢献度等※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0									
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5＋6)		±			点		±			点				±			点			
評定点(65±加減点合計)※1		①			点		②			点				③			点			
評定点計		点			(①		点 × 0.4 ＋ ②			点 × 0.2 ＋ ③				点 × 0.4 ＝			点)			
7. 法令遵守等※7							△			点										
8. 総合評価方式による提案不履行に係る減点※8														△			点			
評定点合計※9		点			(評定点計		点 － 7.法令遵守等(減点)			点 － 8.提案不履行による減点				点 ＝			点)			
所　見 ※5		(主任監督員)					(総括監督員・担当課長代理等)							(検査員)						

Ver.N0504

※1 1～3の評定(±加減点合計) ＋ 4, 5, 6の評定(加点合計) ＋65点 ＝ 評定点(65±加減点合計)
各評定点(①～③)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して、適切に対応したことを評価する項目であり、加点評価のみとする。
評価にあたっては、主任監督員から報告を受けて総括監督員・担当課長代理等が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では、地域への観点から加点評価のみとする。

※5 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。

※6 各考査項目ごとの採点は、検査員に先立ち、主任監督員、総括監督員(委任工事は担当課長代理等)が記入する。

※7 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員(委任工事は担当課長代理等)が行う。

※8 総合評価方式による提案不履行に係る減点は、主任監督員からの報告(履行確認票)を受けて検査員が行い四捨五入により整数とする。

※9 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別記様式第2

細目別評点採点表

項　目	細　別	①主任監督員	②総括監督員・課長代理等	③検査員	細目別評定点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	1.0 ×0.4+2.9= 3.3 点			3.3 / 3.3点
	Ⅱ. 配置技術者	3.0 ×0.4+2.9= 4.1 点			4.1 / 4.1点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	4.0 ×0.4+2.9= 4.5 点		5.0 ×0.4+6.5= 8.5 点	13.0 / 13.0点
	Ⅱ. 工程管理	4.0 ×0.4+2.9= 4.5 点	2.0 ×0.2+3.2= 3.6 点		8.1 / 8.1点
	Ⅲ. 安全対策	5.0 ×0.4+2.9= 4.9 点	3.0 ×0.2+3.3= 3.9 点		8.8 / 8.8点
	Ⅳ. 対外関係	2.0 ×0.4+2.9= 3.7 点			3.7 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	4.0 ×0.4+2.8= 4.4 点		10.0 ×0.4+6.5= 10.5 点	14.9 / 14.9点
	Ⅱ. 品質	5.0 ×0.4+2.9= 4.9 点		15.0 ×0.4+6.5= 12.5 点	17.4 / 17.4点
	Ⅲ. 出来ばえ			5.0 ×0.4+6.5= 8.5 点	8.5 / 8.5点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		20.0 ×0.2+3.3= 7.3 点		7.3 / 7.3点
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	7.0 ×0.4+2.9= 5.7 点			5.7 / 5.7点
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献度		10.0 ×0.2+3.2= 5.2 点		5.2 / 5.2点
7. 法令遵守等			0.0 ×1.0= 0 点		0.0 / 点
8. 提案不履行				0.0 ×1.0= 0 点	0.0 / 点
					100.0 / 100 点

契約番号　－　－　－

評定点合計

Ver.N0504

別添２

工事成績評定通知実施要領

（目的）

第１　本要領は、農地部所掌工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　評定点の通知の対象とする工事は、農地部請負工事成績評定実施要領第２に規定された評定の対象工事全てとする。

（評定点の通知）

第３　知事、地域振興局長（以下「知事等」という）は、評定者から採点表等の提出がなされた後、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式第１「工事成績評定通知書」により通知するものとする。

（説明請求）

第４　第３の通知を受けたものは、通知を受けた日から１４日以内に書面により、知事等に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第５　知事等は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第２「工事成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

２　知事等は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

３　前項の工事成績評定評価委員会は、別紙１「農地部請負工事成績評定評価委員会規則」及び別紙２「地域振興局請負工事成績評定評価委員会規則」に定める規則に基づき設置するものとする。

４　知事等は説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求）

第６　第５の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、知事等に対して、再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第７　知事等は、第５の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式第３「工事成績評定に係る再説明書（回答）」により回答するものとする。

２　知事等は前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

３　知事等は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附則

この要領は、平成１９年４月１日以降に検査する工事から適用する。

附則

この要領は、平成２３年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。

附則

この要領は、平成２４年４月１日以降の契約に係る工事から適用する。

別記様式第１

第　　号
令和　年　月　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　様

新潟県知事　　氏　　名
（地域機関の長）

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、農地部工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工事名　　工事
２　工　期　　令和　年　月　日～令和　年　月　日
３　完成検査年月日
４　成績評定
　①評定点○○点　　項目別評定点は、別表１のとおり
　（①修正評定点○○点【評定点が修正された場合のみ】）
５　送付先　　郵便番号
　　住所、公所名、課名
　　電話番号等
６　手続き等の問い合わせ先
　　郵便番号
　　住所、公所名、課名
　　電話番号等

別表１

項　目　別　評　定　点

評　価　項　目	細　　別	評定点／満点
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	／ 3.3 点
	Ⅱ．配置技術者	／ 4.1 点
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	／13.0 点
	Ⅱ．工程管理	／ 8.1 点
	Ⅲ．安全対策	／ 8.8 点
	Ⅳ．対外関係	／ 3.7 点
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	／14.9 点
	Ⅱ．品質	／17.4 点
	Ⅲ．出来ばえ	／ 8.5 点
４．工事特性（加点のみ）	Ⅰ．施工条件等への対応	／ 7.3 点
５．創意工夫（加点のみ）	Ⅰ．創意工夫	／ 5.7 点
６．社会性等（加点のみ）	Ⅰ．地域への貢献等	／ 5.2 点
７.法令遵守等(減点のみ)		点
８.提案不履行(減点のみ)		点
評定点合計		／100　点

契約番号　　－　　－

別記様式第２

第　　号
令和　年　月　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　様

新潟県知事　　氏　　名
（地域機関の長）

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を記載して、この書面の回答を受けた日から起算して１４日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。なお、再説明は農地部内に設けられた工事成績評定評価委員会の審査を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工事名　　工　事
２　疑問に対する回答

３　送付先　　郵便番号
　　住所、公所名、課名
　　電話番号等
４　手続き等の問い合わせ先
　　郵便番号
　　住所、公所名、課名
　　電話番号等

別記様式第３

第　　号
令和　年　月　日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　様

新潟県知事　　氏　　名
（地域機関の長）

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

１　工事名　　工　事
２　疑問に対する回答

別紙１

農地部請負工事成績評定評価委員会規則

（趣旨）

第１　本規則は、農地部に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

（１）知事が契約した工事で工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

（２）工事成績評定の通知に係る事項

（３）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

（１）農地部技監

（２）農地管理課長

（３）当該工事主管課長

（４）農業土木工事検査監

（５）地域機関の当該工事担当部長等（必要に応じて）

２　委員長は、農地部技監とする。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、農業土木工事検査監が行う。

別紙２

地域振興局請負工事成績評定評価委員会規則

（趣旨）

第１　本規則は、地域振興局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第２　委員会は、次の事項について審議するものとする。

（１）　局長が契約した工事で工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答

（２）　工事成績評定の通知に関する事項

（３）　その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第３　委員会は、次の者で構成する。

（１）　副部長（農村振興担当）

（２）　副部長（総務担当）

（３）　当該工事担当課長等

（４）　検査員

（５）　当該工事担当総括監督員・課長代理等（必要に応じて）

（６）　当該工事担当主任監督員（必要に応じて）

２　委員長は、副部長（農村振興担当）とする。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第４　委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

（委員会の庶務）

第５　委員会の庶務は、農村計画課長等が行う。

「工事成績採点の考査項目別運用表」等一覧

別紙１	主任監督員の評定	１ ～ 10
別紙２	総括監督員・課長代理等の評定	11 ～ 18
別紙３	検査員の評定	19 ～ 62
別紙４	記入方法及び留意事項	64 ～ 65
別紙５	施工プロセスのチェックリスト	66 ～ 74
別紙６	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	75 ～ 76

工事成績評定様式一覧

区分	項目	細別	工種	適用	考査項目別運用表		頁
主任監督員	1.施工体制	Ⅰ施工体制一般			別紙－1	①	2
		Ⅱ配置技術者					
	2.施工状況	Ⅰ施工管理			別紙－1	②	3
		Ⅱ工程管理					
		Ⅲ安全対策			別紙－1	③	4
		Ⅳ対外関係					
	3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形			別紙－1	④	5
		Ⅱ品質			別紙－1	⑤	
	5.創意工夫	Ⅰ創意工夫		総括監督員、課長代理等との合意	別紙－1	⑥	10
総括監督員 課長代理等	2.施工状況	Ⅱ工程管理			別紙－2	①	12
		Ⅲ安全対策			別紙－2	①	13
	4.工事特性	Ⅰ施工条件等への対応		監督員との合意、「創意工夫」と二重評価注意	別紙－2	②	14
	6.社会性等	Ⅰ地域への貢献度			別紙－2	③	16
	7.法令遵守				別紙－2	④	17
検査員	2.施工状況	Ⅰ施工管理			別紙－3	①	20
	3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	農業土木工事		別紙－3	②	22
			建築工事		別紙－3	③	23
			機械設備工事、電気設備工事		別紙－3	④	24
		Ⅱ品質	コンクリート構造物工事	頭首工、水路、トンネル、揚排水機場	別紙－3	⑤	25
			コンクリート二次製品構造物工事	管水路工事も含む	別紙－3	⑥	26
			土工事	切土、盛土、築堤等工事	別紙－3	⑦	27
			護岸、根固、水制工事		別紙－3	⑧	28
			鋼橋工事	（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	別紙－3	⑨	29
			砂防構造物及び地すべり防止工事		別紙－3	⑩	30～31
			舗装工事		別紙－3	⑪	32～33
			道路工事		別紙－3	⑫	34
			法面工事		別紙－3	⑬	35～36
			基礎工工事		別紙－3	⑭	37～38
			地盤改良工事	（サンドマットは【盛土・築堤】で評価）	別紙－3	⑮	39
			区画整理工事		別紙－3	⑯	40
			暗渠排水工事		別紙－3	⑰	41
			矢板護岸工事		別紙－3	⑱	42
			ため池工事		別紙－3	⑲	43
			消雪工事		別紙－3	⑳	44
			集落排水工事	下水道	別紙－3	㉑	45
			コンクリート橋工事	ＰＣ及びＲＣを対象	別紙－3	㉒	46
			塗装工事		別紙－3	㉓	47
			トンネル工事		別紙－3	㉔	48～49
			公園・植栽工事		別紙－3	㉕	50
			防護柵工事等	視線誘導標、照明灯、区画線等設置工事	別紙－3	㉖	51～52
			建築工事		別紙－3	㉗	53
			電気通信設備工事		別紙－3	㉘	54
			施設機械設備工事		別紙－3	㉙	55
			水路補修工事		別紙－3	㉚	56
			上記以外の工事		別紙－3	㉛	57
		Ⅲ出来ばえ	コンクリート構造物工事	頭首工、水路、トンネル、揚排水機場	別紙－3	㉜	58
			コンクリート二次製品構造物工事	管水路工事も含む			
			土工事	盛土、築堤工事等			
			補強盛土工事				
			切土工事				
			護岸、根固、水制工事				
			鋼橋工事				
			地すべり防止工事		別紙－3	㉝	59
			道路・舗装工事	橋面舗装も含む			
			法面工事	アンカー工も含む			
			基礎工事	地盤改良等も含む			
			暗渠排水工事				
			区画整理工事				
			矢板護岸工事				
			ため池工事		別紙－3	㉞	60
			消雪工事				
			集落排水工事	下水道			
			コンクリート橋工事				
			塗装工事	工場塗装を除く			
			公園・植栽工事				
			標識工事	視線誘導標、照明灯も含む	別紙－3	㉟	61
			区画線工事				
			建築工事				
			電気通信設備工事				
			施設機械設備工事				
			水路補修工事				
			上記以外の工事				
共通資料	記入方法及び留意事項				別紙－4		64～65
	施工プロセスチェックリスト	施工体制	施工体制一般	主任監督員	別紙－5	①	66～69
		施工体制、施工状況	配置技術者、施工管理	主任監督員	別紙－5		
		施工状況	施工管理、工程管理、安全対策	主任監督員	別紙－5		
		施工状況	安全対策、対外関係	主任監督員	別紙－5		
		施工管理	工程、確認・検査	総括監督員、課長代理等	別紙－5	②	70～71 (72～74)
		安全管理	体制、災害(事故)、教育・点検	総括監督員、課長代理等	別紙－5		
	工事特性、創意工夫、社会性に関する実施状況				別紙－6	①	75
				説明資料	別紙－6	②	76

主　任　監　督　員　の　評　定

新潟県農地部

１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙－１①
	Ⅱ．配置技術者	
２．施工状況	Ⅰ．施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙－１②～③
	Ⅱ．工程管理	
	Ⅲ．安全対策	
	Ⅳ．対外関係	
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙－１④～⑤
	Ⅱ．品　質	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙－１⑥
	（総括監督員、課長代理等との合意、「工事特性」との二重評価はしない）	

別紙－１　①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に⊙×マークを記入する。（※施工プロ）とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　(主　任　監　督　員)

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である

「評価対象項目」
- 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図（締結した下請契約の全てを記載）もしくは施工計画書で確認できる。（※施工プロ）
- コリンズ（CORINS）の登録申請（請負金額500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約締結後１０日以内に行われている。（※施工プロ）
- 「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。（※施工プロ）
- 施工体制台帳・施工体系図（下請契約の全てを記載）が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。（※施工プロ）
- 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ）
- 「建設業の許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ）
- 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- その他　（　　）

- 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。

上記該当事項があれば……e

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満　……b
評価値が６０％以上～８０％未満　……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

評価方法
① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。~~・　○○○~~
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する
③ 評価するもの　○　　評価できないもの　×
④ 評価値（%）＝評価数／対象評価項目数＝　○／（○＋×）
以下同様省略

		a	b	c	d	e
	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である

「評価対象項目」
- 現場代理人として常駐し（兼任は常駐免除）、工事全体の把握ができている。（※施工プロ）
- 現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。（※施工プロ）
- 現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。（約款第１１条）
- 作業主任者を選任し配置している。（※施工プロ）
- 主任（監理）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。（※施工プロ）
- 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
- 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
- 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。
- 工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。
- 下請負人指導責任者を選任し、下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。（※施工プロ）
- 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- その他　（　　）

- 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。
- 専門技術者が配置されていない。

１項目でも該当あれば……d
２項目該当……e

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……b
評価値が６０％以上～８０％未満……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、ａ評価とはしない。

Ver.N0504

別紙－１　②

(主　任　監　督　員)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２.施工状況	Ⅰ.施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

「評価対象項目」

- 約款第19条第１項（1）から（5）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。（※施工プロ）
- 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。（※施工プロ）
- 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ）
- 日常の出来形管理が、施工計画書に基づき、適時､的確に行われている。（※施工プロ）
- 日常の品質管理が、施工計画書に基づき、適時､的確に行われている。（※施工プロ）
- 現場内での整理整頓が日常的になされている。
- 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施工プロ）
- 工事材料を品質に影響ないように保管している。（※施工プロ）
- 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。（※施工プロ）
- 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ）
- 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音､低振動、排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ）
- 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- その他　（　　）

- 設計図書と適合しない箇所があり､文書により改善請求を行った。
- 施工計画書が工事施工前に提出されていない。
- 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。
- 契約図書に基づく施工上の義務につき､監督員から文書により改善指示を行った。

１項目でも該当あれば……d
２項目該当……e

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……b
評価値が６０％以上～８０％未満……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

		a	b	c	d	e
	Ⅱ.工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

「評価対象項目」

- 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており､適切に工程を管理している。（※施工プロ）
- 現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施工プロ）
- 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。
- 工事の進捗を早めるための取り組み（材料、工法、作業工程などの見直し）を行っている。
- 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。
- 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- その他　（　　）

- 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し､改善指示による場合を除く）

上記該当あれば……e

- 自主的な工程管理がなされず､監督員から文書により改善指示を行った。

上記該当あれば……d

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……b
評価値が６０％以上～８０％未満……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

Ver.N0504

別紙－１　③

(主　任　監　督　員)

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
２.施工状況	Ⅲ.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった

「評価対象項目」

- 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※施工プロ）
- 安全教育･訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。（※施工プロ）
- 安全パトロール、安全ミーティング（ＫＹ）等を実施し記録が整備されている。（※施工プロ）
- 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。（※施工プロ）
- 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、１回/月以上活動し記録が整備されている。（※施工プロ）
- 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。（※施工プロ）

- 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。（※施工プロ）
- 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。（※施工プロ）
- 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。（※施工プロ）
- 仮設工（山留め、仮締切、足場工、支保工等）の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（※施工プロ）

- 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（※施工プロ）
- 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- その他　（　　）

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……b
評価値が６０％～８０％未満……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

- 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。

上記該当であれば……e

- 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。

上記該当であれば……d

＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、ａ評価とはしない。

		a	b	c	d	e
	Ⅳ.対外関係	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった

- 関係官公庁等などとの調整を行い、トラブルの発生がない。（※施工プロ）
- 地元との調整を行い、トラブルの発生がない。（※施工プロ）

- 第３者からの苦情がない。もしくは苦情に対して適切な対応を行っている。（※施工プロ）
- 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。（※施工プロ）
- 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
- 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
- その他　（　　）

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……b
評価値が６０％以上～８０％未満……c
評価値が６０％未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

- 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

上記該当であれば……e

- 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった

- 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。

上記該当であれば……d

Ver.N0504

別紙－１　④、⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">３.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">農業土木
工事

Ⅰ出来形</td><td>・　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50％程度以内であり下記の２項目全てに該当する。
※ばらつきの判断は別紙－４参照</td><td>・　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80％程度以内であり下記の２項目全て該当する。
※ばらつきの判断は別紙－４参照</td><td rowspan="2">・　出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td colspan="2">出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、
規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
・出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</td><td rowspan="2">・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で改善指示を行い改善された。

上記項目に該当があれば……ｄ</td><td rowspan="2">・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記に該当があれば……ｅ</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。
③　出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき、所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員との協議の上で出来形管理を行う。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
⑤　バラツキの評価は、検査員と調整すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅱ品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>・　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50％程度以内であり下記項目が該当する。
※ばらつきの判断は別紙－４参照</td><td>・　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80％程度以内であり下記項目が該当する。
※ばらつきの判断は別紙－４参照</td><td rowspan="2">・　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。</td><td rowspan="3">・　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。

・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
上記項目に該当があれば……ｄ</td><td rowspan="3">・　品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。

・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。
上記項目に該当があれば……ｅ

Ver.N0504</td></tr>
<tr><td colspan="2">・品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④　品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
⑤　バラツキの評価は、検査員と調整すること。</td></tr>
</table>

別紙－１　④、⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

<table>
<tr><td rowspan="4">3.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">建築工事

Ⅰ出来形</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>出来形管理が適切である</td><td>出来形管理がほぼ適切である</td><td>他の項目に該当しない</td><td>出来形管理がやや不備である</td><td>出来形管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔評価対象項目〕
・　承諾図等が、設計図書を満足している。
・　施工図等が、設計図書を満足している。
・　現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
・　施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
・　出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
・　出来形の管理方法を工夫している。
・　解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
・　不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
・　その他（　　）

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……　b
評価値が６０％以上～８０％未満……　c
評価値が６０％未満……　d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>・出来形の測定方法、又は
測定値が不適切であったため、
監督員が文書で改善指示を行
改善された。

上記該当であれば……ｄ</td><td>・出来形の測定方法、又は
測定値が不適切であったため、
検査員が文書で修補（手直し）
指示を行った。

上記該当であれば……ｅ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅱ　品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の項目に該当しない</td><td>品質管理がやや不備である</td><td>品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔評価対象項目〕
・　材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
・　品質確認記録の内容が、適切である。
・　施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
・　躯体工事における施工の品質が、良好である。
・　内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
・　不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
・　その他（　　）

評価値が９０％以上……a
評価値が８０％以上～９０％未満……　b
評価値が６０％以上～８０％未満……　c
評価値が６０％未満……　d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>品質関係の測定方法、又は
測定値が不適切であった
ため、監督員が文書で
指示を行い改善された。

上記該当であれば……ｄ</td><td>品質関係の測定方法、又は
測定値が不適切であったため
検査員が文書で修補
（手直し）指示を行った。

上記該当であれば……ｅ

Ver.N0504</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

<table>
<tr><td rowspan="10">３.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="4">施設機械
設備工事

Ⅰ出来形</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>出来形管理が適切である</td><td>出来形管理がほぼ適切である</td><td>他の項目に該当しない</td><td>出来形管理がやや不備である</td><td>出来形管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔評価対象項目〕
・ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。
・ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。
・ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
・ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
・ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
・ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
・ 社内の管理基準に基づき管理している。
・ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
・ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
・ その他（理由：　　）
評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上～９０％未満…… b
評価値が６０％以上～８０％未満…… c
評価値が６０％未満…… d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする
評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記項目に該当があれば……ｄ</td><td>・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記項目に該当があれば……e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">Ⅱ.品　質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の項目に該当しない</td><td>品質管理がやや不備である</td><td>品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔評価対象項目〕
・ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書等の仕様を満足し、証明書が整備されている。
・ 設備の機能及び性能を、設計図書等のとおり確保している。
・ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
・ 機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられている。
・ 溶接管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。
・ 塗装管理基準の品質管理項目について管理(判定)基準値を満足している。
・ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し操作性に優れている。
・ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
・ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
・ 設備の取扱説明書を工夫している。
・ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
・ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
・ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
・ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
・ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
・ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
・ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
・ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
・ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
・ その他（　　）
該当項目が９０％以上……ａ　該当項目が８０％～９０％未満……ｂ
評価値が６０％以上～８０％未満……ｃ　該当項目が６０％未満……ｄ
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする
評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当であれば……ｄ</td><td>・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記該当であれば……e</td></tr>
</table>

Ver.N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

		a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	電気設備 工事 Ⅰ出来形	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である	出来形管理が不備である
		〔評価対象項目〕 ・ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。 ・ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理している。 ・ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ・ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ・ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ・ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。 ・ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ・ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ・ 測定機器の検定を定期的に実施し、証明が整理されている。 ・ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ・ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・ 社内の管理基準に基づき管理している。 ・ その他（理由：　　） 評価値が９０％以上…… a 評価値が８０％以上～９０％未満…… b 評価値が６０％以上～８０％未満…… c 評価値が６０％未満…… d ※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする 評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）			・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば……ｄ	・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記に該当があれば……ｅ

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

(主任監督員)

<table>
<tr><td rowspan="3">３.出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="3">電気設備
工事

Ⅱ 品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>品質管理が適切である</td><td>品質管理がほぼ適切である</td><td>他の項目に該当しない</td><td>品質管理がやや不備である</td><td>品質管理が不備である</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔評価対象項目〕
・　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
・　材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足している。
・　機器の品質、機能及び性能が、設計図書等を満足し、成績書にまとめている。
・　盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。
・　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
・　ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がない。
・　設備の機能及び性能が設計図書等の仕様を満足している。
・　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
・　設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足している。
・　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
・　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
・　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
・　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
・　その他（　　）

評価値が９０％以上…… a
評価値が８０％以上～９０％未満…… b
評価値が６０％以上～８０％未満…… c
評価値が６０％未満…… d
※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする

評価値（　　）％＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記項目に該当があれば……ｄ</td><td>・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記に該当があれば……ｅ

Ver.N0504</td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］創意工夫キーワードの該当する項目・に○マーク、□にレマークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細　　別	１．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	施工性	品　質	安全性	作業環境	その他（項目記載　）
５ 創意工夫 【軽微なもの】	Ｉ創意工夫 キーワード 評価	【施工】					
		• 1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫	□	□			□（　　）
		• 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 7. 照明などの視界の確保に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 9. 運搬車輌、施工機械等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 14. 施工管理ソフト､土量管理システム等の活用に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 15 ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（＊本項目は2点の加点とする。）	□	□	□	□	□（　　）
		【新技術活用】					
		• 1. NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。（＊本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。）	□	□	□	□	□（　　）
		【品質】					
		• 1. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 2. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 3. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 4. 配筋、溶接作業等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		【安全衛生】					
		• 1. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）	□	□	□	□	□（　　）
		• 2. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 3. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 4. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 5. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 6. 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫	□	□	□	□	□（　　）
		• 7. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	□	□	□	□	□（　　）
		【その他】					
		• 1. （　　）	□	□	□	□	□（　　）
		• 2. 「週休２日取得モデル工事」を実施し、技術者が週休２日（４週８休相当）を達成 （＊本項目は３点の加点とする。未達成及び４週６休以上４週８休未満の達成は評価しない。）					□（　　）
	記述評価 （○マークを付したキーワード項目について評価内容を記述）	評点：＿＿＿点	【創意工夫の詳細】				

Ver.N0504

※１．特に評価すべき創意工夫事例を、加点評価する。
※２．評価は各項目において１つ○が付されれば、１，２，３，４点で評価し、最大７点の加点評価とする。週休２日の達成で加点評点があった場合でも最大は７点とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、主任監督員と総括監督員・担当課長代理等との合意をもって行う。

総括監督員・課長代理等の評定

新潟県農地部

２．施工状況	Ⅱ．工程管理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙－２①
	Ⅲ．安全対策	
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 （「創意工夫」との二重評価はしない）	・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙－２②
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙－２③
７．法令遵守等		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙－２④

別紙－２①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の「・」に○マーク、「□：評価項目」にレマークを記入する。 (総括監督員・担当課長代理等)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２.施工状況	Ⅱ.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

□　当該工事において、施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。
- 工期の１割以上の余裕をもって完了させた。
- 雪、波浪等の気象条件を考慮し、竣工検査を前提とした臨時検査等が適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。
- 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。
- 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□　隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。
- 調整区間２つ以上、かつ調整回数２回以上。（運搬路の利用調整など）
- 工事調整が工程短縮の要因となった。（調整機関・回数が１回以上）

□　地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。
- 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を２回以上行った。

□　代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
- 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。

□　配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
- 工程に空き、無駄がなかった。
- 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。
- 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。

□「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項が無かった。
- 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。

□　その他　（　　）

（採点指標）
＊　複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当（○マーク）すれば、評価（□にレ点）する。　⇒（評価項目として扱う。）
＊　評価項目が４項目以上・・・a　　２項目以上・・・b　　その他・・・c（該当項目がなくとも、工期内に工事を完成）
＊　自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・d
＊　請負者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・e　　で評価を行う。

Ver.N0504

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
	Ⅲ.安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である

□　建設労働災害､公衆災害の防止への努力が認められる。
- 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を周知している。
- 災害に対する防止対策が十分である。

□　安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。
- 現場に安全組織表が掲示され、担当者とその職務が明確になっている。
  （統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者）

□　安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる
- 独自性がある。（現場条件に適した独自の安全管理を実施している）
- 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。

□　安全協議会活動に積極的に取り組むなど､リーダーシップを発揮している。
- 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。
- その都度の開催の目的意識が明確化されている。

□　安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
- 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。
- 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。

□「施工プロセス」チェックのうち、安全管理について指摘事項が無かった。
- 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。

□　その他　（　　）

（採点指標）
＊：複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当（○マーク）すれば、評価（□にレ点）する。　⇒（評価項目として扱う。）
＊：評価項目が５項目以上・・・a　　３項目以上・・・b　　その他・・・c

ただし、安全管理が適切でなく、事故を発生した場合はａ評価としない。
安全対策に不備があり、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・・・・・・・・d
安全対策の改善指示に対して改善がなされず、安全対策の不備の内容が悪質と判断される場合・・・e

Ver.N0504

別紙－２②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する工事特性キーワード項目の□にレ点マーク、事例項目・に○を記入し、評価した根拠を具体的に記載する。　（総括監督員・課長代理等）

考査項目	細　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	１．構造物の特性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他　［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする.	(1.について) ・切土の土工量：20 万㎥以上、盛土の土工量：15 万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、 ・トンネル（シールド）の直径：８m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上 ・樋門又は樋管の内空断面積：15 ㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2000 ㎜以上、 ・堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：３径間以上, ・堰又は水門の扉体面積：50 ㎡/門以上、トンネル（開削工法）の掘削深さ：20m以上、 ・トンネル（ＮＡＴＭ）の内空断面積：100 ㎡以上、トンネル（沈埋工法）の内空断面積：300 ㎡以上、 ・海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長:150m以上 ・浚渫工の浚渫土量：100 万㎥以上、流路工の計画高水流量：500 ㎥以上 ・砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上 ・転流トンネルの流下能力：400 ㎥／s 以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		２．都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ５.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ６.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ７.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ８.事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事 □ ９,施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他　［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする。	（４について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （５について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （８について） ・事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められる工事。 （９について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 Ver.N0504

考査項目	細　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
		３．厳しい自然・地盤条件への対応 □　11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □　14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　15. 地元調整等の手間のかかる工事 □　16. その他［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば４点の加点とする	(11 について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 (12 について) ・海岸又は河川区域内の工事のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (13 について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 ・被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。 (14 について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15 について) ・地元説明会を複数開催したり、個別に住民の意向確認をするなど、工事規模に比して手間のかかる工事。 (16 について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		４．長期工事における安全確保への対応 □　17. １２ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面、一時中止期間は除く） ※但し、事故は文書注意以上のものを対象とする。 □　18. その他 ：［理由：　　］ ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば６点の加点とする	
	評　価	評　点：＿＿＿＿＿＿点	Ver.N0504

※1．　工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※2．　主任監督員が評価する、「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※3．　評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考にする。

別紙－２③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マーク、「□：評価項目」にレマークを記入する。

(総括監督員・担当課長代理等)

考査項目	細　別	a	a ‘	b	b ‘	c
６.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	貢献が非常に優れている	ｂより貢献が優れている	貢献がやや優れている	Cより貢献が優れている	他の事項に該当しない場合

□.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
・主体的に取り組んだ。
・地域の活動に積極的に参加した。
□ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域の活動に積極的に参加した。
□. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。
□. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。
□. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。
□.災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。
□.その他　（　　）
・現場の交通体制を地域住民が周知していた。
・通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。
・休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。（現場代理人が定期的に監視していた。）
□「週休２日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休２日（４週８休相当）を達成。
（※本項目は、評価項目を２項目分として計算する。未達成及び４週６休以上４週８休未満の達成は評価しない。）

（採点指標）
＊：複数の項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（□にレ点）とする。⇒（評価項目として扱う。）
＊：ただし、提出された「別紙６①工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」、「別紙６②工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の内容により主体性、具体性等を評価することから、提出のない場合は、「ｃ」とする。
＊：評価項目が４項目以上・・ａ、３項目以上・・ａ’、２項目以上・・b、１項目以上・・b’、その他・・・ｃ（別紙６の提出のないものを含む）
「週休２日取得モデル工事」を評価（２項目として評価）した場合でも最大は「ａ」とする。

Ver.N0504

※１.地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する（該当工事以外の貢献は評価の対象としない）。

別紙－２④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。

(総括監督員・担当課長代理等)

考　査　項　目	
７．法令遵守等	

措　置　内　容	点　数
・　１．指名停止３ヶ月以上	－２０点
・　２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
・　３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
・　４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
・　５．文書注意相当（文書警告・文書注意）	－　８点
・　６．口頭注意相当	－　５点
・　７．安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった	－　３点
・　８．その他（理由：　　）	－　点

※工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。（適応事例がない場合は、該当なし）
※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。
※竣工検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。（農地部請負工事成績評定実施要領第７による）
※「農林振興部長による指導」は、「６．口頭注意相当」と同等に扱い、「８．その他」に理由を記載する。

【上記で評価する場合の適応事例】

１．入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。
３．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等，関係法令に違反する事実が判明した。
４．当該工事関係者が増収賄により逮捕又は公訴された。
５．建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請け、技術者の専任違反等
６．使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。
７．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
８．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
９．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
10．下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
11．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
12．安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

８．総合評価 技術提案	・技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。 Ver.N0504

(空白)

検　査　員　の　評　定

新　潟　県　農　地　部

２．施工状況	Ⅰ．施工管理	別紙－３①
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	別紙－３②～④
	Ⅱ．品　質	別紙－３⑤～㉛
	Ⅲ．出来ばえ	別紙－３㉜～㉟

別紙－３　①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の「・」に○マーク、「□：評価対象項目」にレマークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	［□：評価対象項目］ □ 建設工事請負基準約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を確認できる。 ・農業土木工事標準仕様書第１編第１章総則に記された設計図書の照査等・工事測量が実施され、結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。（文書で整理されている。） ・ICT活用の照査が実施され、書面で監督員に提出し確認を求めている。（この項目が×の場合は、他項目の評価に関わらず本評価対象項目が×となる。ICT活用工事以外は本項目を削除する。） □ 施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ・施工計画書に所定の項目が記載され、契約後概ね１ヶ月以内に提出されている。または、１ヶ月以内に提出しない（できない）理由を書面により監督員と協議し、その後現地着手前に提出されている。 ・設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 ・施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な内容となっている。 ・安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に監督員に変更計画書が提出されている。 □ 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ・ＫＹ日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 □ 下請に関する手続き等が適切に行われ施工されていることが確認できる。 ・施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。 ・施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。 ・施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 ・下請負人が再下請を行う場合に、再下請通知書を元請負人に提出する旨の通知を行っている。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 ・下請に対する引き取り（完成）検査を実施していることが確認できる。 ・下請に対する当初契約、変更契約が適切になされていることが、確認できる。 □ 立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。 ・立会確認が適切に実施されたことが、書面で確認できる。 ・段階確認について、監督要綱及び監督技術基準により、事前に段階確認願（種別、細別、施工予定時期等）が書面で監督員に提出されている。 ・段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 ・臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。 □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。（別紙６①②の提出がある場合、評価の対象とする） ・材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。 □ 工事の関係書類を不足なくを簡潔に整理していることが確認できる。 ・コリンズ登録が適正に行われている。 ・工事記録等（提示資料は現場で使用したものをそのまま提示すれば良いことから対象外）が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 ・必要とされる書類が簡潔にまとめられている。 ・法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日、祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。） ・キャリブーレションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。 （例、薬注の注入量、該当がない場合は、項目削除） ・写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。 （電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること） ・説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。				・設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。 ・契約図書に基づき施工上の義務につき、検査員より指示を行った。 上記１項目該当事項があれば……ｄ ２項目以上該当すれば……ｅ Ver. N0504

□ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。
・マニュフストが整理され、所要の数量と整合する。
・施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。
・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書（実施書）が添付されており、数量が確認できる。
・建設副産物の最終処分地又は中間処理地が当初から計画されている。
・産業廃棄物の処分について、委託が収集運搬業許可及び処分業許可を受けた会社と契約されている。
・速やかに「再資源化等完了報告書」が提出されている。

□ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。）
・建退共制度等に加入している。
・建設業退職者共済証紙購入状況報告書を工事完成時に提出している。
・建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。

□ 社内の管理基準等が作成され管理している。
・県の管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
・社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。
・その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。
・その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。

□ 工事材料の品質を確保していることが確認できる。
・工事材料の品質保証書が適切に整理されている。
・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態が確認できる。
・工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
・指定材料について、材料確認願いが事前に提出されている。

□ その他（　　）

①チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。評価対象項目「□」も同様に削除する。
②チェック項目「・」の２／３以上が該当する場合に、評価項目「□」にレ点を記入する。

①チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。評価対象項目「□」も同様に削除する。
②チェック項目「・」の２／３以上が該当する場合に、評価項目「□」にレ点を記入する。

評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

評価値が９０%以上……a
評価値が８０%以上～９０%未満……b
評価値が６０%以上～８０%未満……c
評価値が６０%未満……d
※評価対象項目数が２項目以下の場合は、ｃ評価とする。

Ver. N0504

別紙－３　②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の「・」に○マーク、「□：評価対象項目」にレマークを記入する。　　（　検　査　員　）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td rowspan="2">農業土木工事</td><td>・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」４項目が以上該当する。</td><td>・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評価対象項目」３項目以上が該当する。</td><td>・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」３項目以上が該当する。</td><td>・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評価対象項目」２項目以上が該当する。</td><td>・出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ‘に該当しない。</td><td colspan="2">・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td></tr>
<tr><td colspan="5">［□：評価対象項目］
□　出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。
・測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。
・管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。

□　出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
・完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。
・不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。

□　自社の管理基準が作成され管理している。
・県の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
・社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の出来型管理の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。
・その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。
・その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。

□　写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。
・県の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて、当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。
・写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。
・工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。
・起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。

□　その他（　　）

①チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。評価対象項目「□」も同様に削除する。
②チェック項目「・」の２／３以上が該当する場合に、評価項目「□」にレ点を記入する。

ばらつきが規格値の概ね（　　）％以内で、評価対象項目の（　　）項目以上が該当　⇒　（　　）評価

※　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
※　出来形管理とは、「農業土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</td><td>・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記項目に該当があれば……ｄ

※測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期限切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工事は「d」評価とする。</td><td>・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記項目に該当があれば……ｅ

Ver. N0504</td></tr>
</table>

別紙－３　③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	建築工事	・出来形が特に優れている。	・出来形が優れている。	・出来形が特に良好である。	・出来形が良好である。	・出来形が適切である。	・出来形管理がやや不適切である。	・出来形が不適切である。
Ⅰ．出来形		［評価対象項目］ ・承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ・施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ・施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ・出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ・出来形の管理記録方法が、工夫されていることが確認できる。 ・現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ・現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ・不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ・その他（　　） 評価値が９０％以上……a 評価値が８０％以上～９０％未満……a’ 評価値が７０％以上～８０％未満……b 評価値が６０％以上～７０％未満……b’ 評価値が５０％以上～６０％未満……c 評価値が５０％未満……d ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ※出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量、並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。　並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。					・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば……d	・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記項目に該当があれば……e Ver. N0504

別紙－３　④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	機械設備工事 電気設備工事	・出来形が特に優れている。	・出来形が優れている。	・出来形が特に良好である。	・出来形が良好である。	・出来形が適切である。	・出来形管理がやや不適切である。	・出来形が不適切である。
Ⅰ．出来形	機械設備工事	［評価対象項目］ ・製作に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 ・据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 ・設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が規格値内であり、出来形の確認ができる。 ・施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ・設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ・不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ・社内の管理基準に基づき管理している。 ・設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ・分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ・設備の据付及び固定方法が承諾図書通り施工されていることが確認できる。 ・出来形管理に使用する計測器具の点検等が行われ整理されていることが確認できる。 ・その他（　　）					・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば……d	・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記項目に該当があれば……e
	電気設備工事	［評価対象項目］ ・据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。 ・機器等の測定（試験）結果が、その都度管理表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ・施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ・不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ・設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ・設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が規格値内であることが確認できる。 ・設備の据付、固定方法が、承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ・配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ・行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ・配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・社内の管理基準に基づき管理している。 ・設備の外観・構造が承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ・盤内機器の取り付け及び配線が整然と堅固に施工され仕上りが良好である。 ・その他（　　）						
		［共通判断基準］ 評価値が９０％以上……a 評価値が８０％以上～９０％未満……a’ 評価値が７０％以上～８０％未満……b 評価値が６０％以上～７０％未満……b’ 評価値が５０％以上～６０％未満……c 評価値が５０％未満……d ※出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量、並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。　並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。							Ver. N0504

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

別紙－３　⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ．品質		【評価対象項目】 【共通・無筋】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合であり、JIS A-5308を使用する場合は対象外とする。） ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀｰによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中ｺﾝｸﾘｰﾄ等を含む） ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・目地に挟む目地材や止水坂等の設置が適切である。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 （高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成26年8月19日付技第1019号）（注） ・重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。（平成31年2月15日付技第1035号）（注） ・有害なクラックが無い。 【鉄筋】 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。 （注）：重要構造物（プレキャスト製品を除く）として特別仕様書に記載した場合、対象とする。 〔重要構造物とは、擁壁（H=5m以上）、ボックスカルバート（内空断面積25㎡以上）、橋梁（上・下部）、トンネル、ダム、砂防堰堤、排水機場、堰・水門、樋門、洞門など〕 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	コンクリート二次製品構造造物工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ．品質		【評価対象項目】 【共通】 ・材料の品質規定証明書が整備されている。 ・ＪＩＳ規格外品について、仕様書の規定する規格、品質を満足している。 ・基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ・二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ・土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ・二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認して受け取り、損傷等の無いもので施工されている。 ・施工基面は、平滑で、所定の強度が確保されている。（据え付け後に不等沈下で波打っていないこと） ・ＪＩＳ製品について、ＪＩＳマーク表示が写真で確認できる。 【擁壁類（補強土壁擁壁は除く）】 ・胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ・基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・材料の連結、またはかみ合わせが適切である。 ・端部における地山とのすりつけが適切である。 ・法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 【用排水施設】 ・位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ・不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締め固めが特に入念に行われている。 ・呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 ・不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。 ・縦目地の目地モルタルが適切に施工されている。 ・製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ・製品の縦目地には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 【管水路工事】（一部合成樹脂管路も含む） ・中心線の通りがよい。 ・仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。 ・管の両端が均等に埋め戻されている事が確認できる。 ・地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ・管からの漏水がない。 ・コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ・合流、分流の接合部では、適切な施工が実施されている。 ・水路の流れに支障なく、平坦、勾配に細心の配慮がなされている。 ・打ち継ぎ目の処理が仕様書通りに適正に実施されている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土・盛土・築堤等工事）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施している。 ・筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 ・法面に有害なクラックや損傷がない。 ・建設発生土が適切に管理されている。 ・施工基面が平滑で、所定の強度が得られるように仕上げられている。 ・建設発生土の再利用が積極的に図られ、現場での放置がなく、時間管理の上で適切に管理されている。 ・伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 【切土・掘削】 ・置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工している。 ・余堀などによる地盤の強度低下を招かないように施工している。 ・切取法面において落石等の危険がないようにゆるんだ転石、岩塊等が除去されている。 【盛土・築堤等】 ・品質管理の基準、そのための施工方法が明確になっている ・良好な施工により 盛土材の品質が設計図書に基づくものになっている。 ・段切り等が施工前に適切に行われている。 ・構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ・締固めを適切な条件の基で施工している。（巻き出し厚が均一で、均等な転圧が） ・締め固め試験により管理され適正な品質となっている。 ・ＣＢＲ試験等を行っている。 ・施工後の沈下量の測定が適正に実施されている。 ・土羽工の土質が適正である。 【補強土工】 ・基礎が沈下しないように充分な強度があるかが確認されて作業がされている。 ・盛土仕上がりの状態が変形のない、はらみのない状態で完成している。 ・補強材の施工にずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。 ・盛土の締固を適切な条件（人力機械別、巻出し厚、敷き均し、転圧作業等）で施工されている。 ・プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により、適正であることが確認できる。 ・現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ・盛土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ・構造物との取り合いがよく、排水処理が適切に実施されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ．品質		【評価対象項目】 【共通】 ・施工基面が平滑に仕上がり、所定の強度が確保されている。（出来上がりが波打っていない） ・二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・二次製品規格の現場チェックがなされている。（土木部汎用二次製品は除く） ・基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ・施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 【護岸】 ・裏込材、胴込めコンクリートが充てんまたは締め固めが充分で、空隙が生じていない。 ・緑化ブロック・石積み（張）・法枠・かごマット等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 ・護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ・遮水シートが上流側が上になるように所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ・植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ・矢板の品質がミルシート等で確認できる。 ・矢板打ち込みは、導材を設置し、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・製品の品質管理が適切に行われ、納入月日が確認できる。 ・ブロックマットのアンカーピンの配置、打ち込みが適切になされている。 ・ブロックマットは、所定の幅で重ねられている。 ・丁張りを２重、３重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ・鉄線蛇篭工の使用では、詰め石のために籠が変形していないことが確認できる。 ・口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 ・有害なクラックが無い。 【かごマット工】 ・吸出し防止材の品質が確保され、護岸の下面に適切に設置されている。 ・護岸端部において、流水によるめくれを防止するために、必要に応じて対策を講じているのが確認できる。 ・中詰め材は、設計に対して、中詰石の量が適切であることが確認でき、できるだけ空隙を少なく施工されている。 ・かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cmの場合は５cm～15cm、かごの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用していることが確認できる。 ・線材は品質管理試験の確認を行い、網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向け施工されている。 ・最上下流端の仕切網の枠線と底網枠線の結合が枠線全部にコイル掛けを行っていることが確認できる。　（コイルを色で識別）（多段積タイプ） ・外周部は、接続長の全長を連結していることが確認できる。（平張タイプ） 【根固・水制】 ・根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結又はかみ合わせが適切である。 ・設置間隔、高さ等が設計図書どおりに施工されている。 ・鉄線等での結束では、ゆるみなく緊張していることが確認できる。 ・コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 ・設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。 ・異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。 ・異形ブロックの製作で豆板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【工場製作関係】 ・鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ・塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 ・素地調整の場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ・塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ・塗料の品質が出荷証明書、塗料証明書で確認できる。 ・塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 ・仕様書に定められた制限内の気温、湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 ・溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・放射性透過試験又は超音波探傷試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 ・キャンバーが規格どおりに確保されている。 ・溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ・孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ・欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 【架設関係】 ・ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ・ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。 ・ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 ・架設の結果、塗装面を損傷していない。 ・現場塗装で塗り残し、むら等がない。 ・鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 ・トルシアボルトの締め付け完了がピンテールの破断により、目視によって確認できる。 ・支承製品の品質が証明書等で確認できる。 ・高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ・架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ・架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ・現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ・現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物及び地すべり防止工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共 通】 ・地山との取り合わせが適切に行われている。 ・施工基面が平滑に仕上げられ、所定の強度が確保されている。（出来上がりが波打っていない） ・材料の品質規定証明書が整備されている。 【砂防構造物工事等に適用】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 （高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成26年8月19日付技第1019号）（注） ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・基礎地盤が確認され、適切に基盤面が仕上げられていることが確認できる。 ・掘削法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 ・排水パイプ、吸い出し防止材が適切に施工されていることが確認できる。 ・床固め及び帯工等との取り付け部が適切に施工されている。 ・流路工の付属物の施工が適切に施工されている。 ・リフトスケジュールが作成され、コンクリート打設時期・養生が適切に行われている。 ・有害なクラックが無い。 【根留め工】 ・かご工の積み方が適正で、変形がなく、垂直に立ち上がっている。 ・かごは芋目地にならないよう交互に積み上げられている。 ・層積みの線が中だるみなく、水平に整っている。 ・口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ堅く締められている。 ・かごマット・蛇篭の詰め石の施工が適切で空隙が生じていない。 ・かごマット・蛇篭の中詰め石が仕様書に定められた大きさで施工されている。 【集水井工（ライナープレート工法）】 ・地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。 ・ライナープレート等の組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 ・ライナープレート等と地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ・ライナープレート等を確実に固定できるように掘削が入念に施工され、ライナープレート端に触れることなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 ・ライナープレート等が仕様書に示す深さごとに１枚ずつ実施されていることが確認できる。 ・ライナープレート等の接続（ボルトと締付）が仕様書に示すとおりに実施されている。 （注）：重要構造物（プレキャスト製品を除く）として特別仕様書に記載した場合、対象とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

【集水井工（自重沈下工法・セグメント工法）】
・地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。
・発進工の基本となる井筒発進工の底面は、水平かつ平坦に仕上げられている。
・ブロックの組み立てにあたり、製品仕様のとおりボルト締めが確実に施工されている。
・井筒内の掘削作業にあたり、不当沈下による傾きを防止するため、掘削は中心部から外側に掘り進み、掘りすぎないように注意して施工されている。
・偏芯に配慮し、水平・鉛直に対する施工管理を常に行っている。
・沈下作業にあたり、地山との摩擦力を軽減するための沈下砂利が均一に回るように施工されている。
・縦方向接合鉄筋を挿入する際に鉄筋の所定ラップ長が取れているか確認できる。
・縦方向接合鉄筋挿入孔に充填するセメントミルク施工に際し、所定の規格を満足しているか確認できる。
・井筒頭部に施工する固定コンクリートについて、水平かつ平坦に施工されている。

【抑止杭工】
・杭に損傷及び補修痕がないことを確認できる。
・既製杭の打ち止めの管理方法、又は場所打ち杭の施工管理方法が整理され、かつ、記録で確認できる。
・杭の偏心管理が確認できる。
・溶接の品質管理に関して、仕様書等に定められた事項が確認できる。
・杭の継ぎ手溶接、あるいは接続が丁寧に施工されていることが確認できる。
・グラウト及び中詰コンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。
・グラウトの泥水処理において、的確に施工されていることが確認できる。

【承水路工、排水路工】
・施設の出来あがりに凹凸がなく、丁寧に仕上げられている。
・既設道路及び水路施設等との取付けがなじみが良く、施工されている。

【水抜きボーリング工】
・孔口間隔が正確であり、孔口の接続が丁寧に仕上げられている。
・保孔管のストレーナー加工が適切であることが確認できる。
・孔口部の土砂崩壊防止、排水口の流末処理、侵食防止が適切に施工されている。
・集、排水ボーリング工の方向、角度、及び長さが設計図書に示されたとおりに適正になるよう施工上の配慮がなされている。
・検尺について監督員の立合または、指示により確認されている。
・保孔管が掘削全延長に挿入されていることが確認できる。

【落石、雪崩防止工】
・材料の品質規格証明書等が整備されている。
・施工基面が乱さないように施工されている。
・設置位置、設置の方向などが適正に施工されている。
・基礎が地山となじみよく施工されている。
・基礎周辺の湧水の処理、及び流水の洗堀に処理がなされている。
・ワイヤ式の防護工の場合は、張力にゆるみがないことが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】 ・路床・路盤工のプルフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質の材料と入れ替えるなどの対策を行っている。 ・軟弱地盤など路床工にとって不適合なものに対し、対応策が取られている。 ・材料をおろす位置、方法及び材料の敷均しが適正な方法で行われ、材料分離していない。 ・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 ・材料の品質証明書が整理されている。 ・掘削面の凹凸を除去し、均一な路床安定処理工が実施されている。 ・舗装の出来あがりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 ・設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。 ・構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。 ・設計図書通りの施工に、水溜まりなく、表面仕上げにキャタピラの跡がなく、平坦に仕上がっている。 ・構造物周辺の締め固め等で振動ローラ等による入念な施工が実施されている。 ・設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。 【アスファルト舗装関係】 ・設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。（アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く） ・混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。 ・舗設の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上にずらしていることが確認できる。 ・目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 ・気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締め固め等）の配慮が行われている。 ・乳剤が均一に散布され、第３者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 ・アスカーブの施工において細かな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・路肩処理、縁端処理の施工において細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ・密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・アスファルト混合物の目視による外観検査を随時実施しており、記録に整理されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ Ver. N0504

【コンクリート舗装関係】

・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。
・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する）
・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成26年8月19日付技第1019号）（注）
・コンクリート打設までのチェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。
・コンクリート版の４隅、スリップバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないようにしている。
・コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、かつ平坦、緻密、堅硬な表面仕上げになっている。
・コンクリート舗装の表面仕上げで縦方向に凹凸がない。
・目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。
・舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
・材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。

（注）:重要構造物として特別仕様書に記載した場合、対象とする。

【橋面舗装】

・橋面舗装では、舗装に先駆け行う防水工においてむらがなく、橋面の防水前、及び施工後の測定を行っている。
・水の浸入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されている。
・防水シートは、橋面部を洗浄し、水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を適切に行っている。
・舗装コアを採取しない場合は、別途適切な方法で密度管理を行っている。
・床版工のスペーサーは、本体コンクリートと同等の品質で１m2当たり４個以上の設置が確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	道路工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ．品質		【評価対象項目】 【共通】 ・できあがりの平坦性が確保されている。 ・排水勾配が適正にセットされ、水溜まりが生じていない。 ・乗り入れ箇所などの接合部がスムーズに取り付けられている。 ・歩車道境界ブロックなどの製品物の並びがきれいに通っている。 ・付属構造物との接合部など、路盤面にたわみがない。 ・路体盛土の施工前に段切り等を適切に行われている。 ・路体盛土の締め固めを適切な条件で施工されている。 ・路体盛土の密度管理が適切に行われている。 【路床・路盤・路床安定処理】 ・路床・路盤工のプルーフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質な材料で入れ替える等の対策を行っている。 ・材料をおろす位置、方法及び材料の敷均しが適正な方法で行われ、材料分離していない。 ・構造物周辺の締固め等が適切に行われている。 ・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 ・材料の品質証明書が整理されている。 ・路盤材に不適な混合物の混入防止が図られ、混入のないことが確認できる。 ・路床・路盤が均一に仕上げられていることが確認できる。 ・軟弱地盤などの地盤改良が試験結果に基づき適正に行われていることが確認できる。 ・固化材は、数量はじめ、安全性が確認できる品質証明が整理されている。 ・固化材の添加量とＣＢＲの関係から目標とするＣＢＲに対応する添加量を求めている。 ・㎡あたり又は１袋あたりの固化材の散布量が確認できる。 ・処理前の軟弱路床土は湿地ブルドーザーで所定の高さに整正している。 ・バケットクレーン、ライムスプレッダ、人力等で固化材を所定量均一に散布している。 ・散布及び混合に際して粉塵対策を施す必要がある場合は、防塵型の安定材を用いたり、シートの設置などの対策をとっている。 ・所定の深さまで混合撹拌したことが確認できる。（フェノール液で確認） ・グレーダー又はブルドーザー等で表面整正を行っている。 ・六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	法面工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・施工基面が平滑に仕上げられている。 ・湧水、地表水の処理が適切で侵食、亀裂等がない。 ・ラス張工は、地山に均等になじむように張られ、浮いているところないように施工されている。 ・金網・ネット等が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 ・法肩の地山への巻き込みが適正に施工されている。 ・ネットの設置にあたり法面への固定方法が適切である。 ・地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。 ・盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 ・土壌試験を実施し、施工に反映している。 ・ネット等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 ・吹付け厚さが均等である。 ・吹付け厚さによって必要な場合、２層以上の吹き付けは、層を分けて施工していることが確認できる。 ・跳ね返り材料が適切に処理されている。 ・厚さによる２層以上の吹き付けでは、剥離がないことが確認できる。 ・種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。 ・施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ・使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・金網等の重ね幅が１０ｃｍ以上確保されている。 ・吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ・吹付け厚さが均等である。 ・吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。 ・跳ね返り材料が適切に処理されている。 ・法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ・金網が仕様書の通りに施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 ・金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 ・水抜きパイプが適切に配置されている。 【現場打ち法枠工関係】 ・使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・アンカーの施工長さが確認できる。 ・現場養生が適切に行われていることが確認できる。 ・枠内に空隙がないことが確認できる。 ・層間にはく離がないことが確認できる。 ・跳ね返り材料が適切に処理されている。 ・アンカーが確実に固定されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

【アンカー工】
・ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されている。
・ボルトの締め付け機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
・アンカー施工までの定着具、テンドン等の保管管理が適正である。
・アンカー等の組み立て、加工が適正で損傷、汚れがない。
・グラウト注入のセメントミルクの品質、強度および充填確認が資料等により確認できる
・削孔の位置、削孔長、方向について確認できる記録が管理されている。
・削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料等で確認できる。
・設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。
・材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	基礎工工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ・掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重が適切に管理されている。 ・ケーシングをはじめ、加工組立した鉄筋等について細心の注意で施工されている。（バランス良い吊り） ・裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ・測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 【深礎工】 ・ライナープレート等の組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 ・支持地盤の確認が、ボーリングデーター等により適格に実施されている。 【既成杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】 ・杭に損傷及び補修痕がない。 ・杭の打止め管理方法が整備され、支持強度等の係る記録が確認できる。 ・溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ・打ち込み機械が堅固な足場に固定され、施工されていることが確認できる。 ・溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・杭頭処理にあたり、設計図書に基づき適切な処理が実施されている。 ・杭先端の根固め工法において品質が確保されたセメントミルクにより施工され、打設量が確認できる。 【場所打ち杭関係】 ・杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 ・場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に２ｍ以上入れて施工していることが確認できる。 ・コンクリート打込み量及び打込み高さを常に計測し、その記録を確認できる。 ・鉄筋の加工組立、及び設置が適正に行われている。 ・スライム処理が適正に行われていることが確認できる。 【ケーソン】 ・ケーソンの位置、及び沈下速度が管理資料から適切であることが確認できる。 ・施工基盤が平板載荷試験で堅固であることが確認できる。 ・型枠は、表面がきれいになっているものを使うために適正に処理がなされている。 ・打ち継ぎ目の処理が適切に行われている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

【コンクリート工（場所打ち杭の中詰め用等）】

・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
・機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。
・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉セメントＢ種・Ｃ種を使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する。）
・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。
・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。

（注）:重要構造物として特別仕様書に記載した場合、対象とする。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	地盤改良工事（サンドマットは【盛土・築堤】で評定）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。 ・施工ポイントにロッドのセンターが合っているか、ロッドの寸法、及び残尺をもって確認できる。 ・機械の安定を確保し、垂直精度を確認し、孔曲がりの防止につとめ、水平度、鉛直度が確保されている。 ・注入量は、流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 ・改良地盤にあっては、改良間が規定通りに改良がなされ、強弱がないことが確認できる。 ・工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。 ・セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 【薬液注入工】 ・薬液の配合は、常に設定されたゲルタイムになるように日々管理がなされている。 ・注入順序はステップアップ方式とし正規の間隔で引き上げ管理していることが確認できる。 ・注入は、突出量を一定に保つように圧力管理が実施されている。 ・注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。 ・注入完了後は、設計を満足する結果かどうかを透水試験等により確認されている。 ・薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視し、測定結果が水質基準に適合している。 【高圧噴射攪拌工】 ・噴射テストにより施工仕様の確認を実施している。 ・造成の際には、圧力、回転数などの施工仕様に基づき管理されていることが確認できる。 ・注入材の管理は、常に練り上がった注入材の比重をマッドバランスで管理し、日々測定の比重管理が実施されている。 ・規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 ・六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	区画整理工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ・材料の品質規定証明書が整備されている。 ・気象条件を考慮した施工が確認できる。 ・地表排水及び地下水（湧水）の処理が適切に行われていることが確認できる。 ・濁水の流出等の防止に十分留意して施工している。 ・石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。 ・表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 ・進入路について耕作に支障がないように施工されている。 ・用・排水路の縦断勾配等については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 ・用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 ・構造物側面の盛土、埋戻しは、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 ・法面に有害なクラックや損傷がない。 ・二次製品、管のつり込み、据え付けの際に常に十分な注意を払っていることがうかがえる。 ・二次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	暗渠排水工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ・材料の品質規定証明書が整備されている。 ・仕様書等で示す条件により締固めが実施されている。 ・管布設の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ・被覆材の投入が適切に実施されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	矢板護岸工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・盛土・埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。 ・施工基面及び法面等が平滑に仕上げられている。（出来上がりが波を打っていない） ・護岸の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ・矢板の打ち込みは、導材を設置し、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 ・切梁、腹起類の接続部が適切に処理されている。 ・溶接施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 ・塗装施工上の注意事項（標準仕様書）が守られている。 ・コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ・有害なクラックや損傷が無い。 ・コンクリートの現場養生が仕様書の規定に従い適切に実施されている。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・その他（　　）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	ため池工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ・材料の品質規定証明書が整備されている。 ・建設発生土が適切に管理されている。 ・施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 ・雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 ・気象条件を考慮した施工が確認できる。 ・段切り等が適切に施工されている。 ・構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ・盛土・埋戻の施工について、設計書･仕様書等で示す条件により適切に行われている。　（まき出し厚が均一、均等な転厚） ・シート施工面が平滑に仕上げられている。 ・シートの重ね幅が確保され、適切に接続されている。 ・構造物に有害なクラックや損傷が無い。 ・構造物の鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・その他（　　）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	消雪工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【削井工・取水施設工】 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・設計図書に示められたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。 ・ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。 ・充填材にに均一な砂利が使われている。 ・井戸が鉛直であることが確認できる。 ・揚水試験を適切に行い、施工に反映している。 ・削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。 ・ポンプの据え付け位置が適切である。 ・電気設備及びポンプが正常に稼動することが確認できる。 ・機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる。 ・製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている。 ・施工の品質・形状が的確で良好な施工である。 ・機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。 ・不可視部分が写真等の資料から適切に施工されたことが確認できる。 【散水工】 ・コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質、規格が証明書により確認できる。 ・アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。 ・掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。 ・補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。 ・ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。 ・既設構造物との取り合い、及び曲線部の施工が適切に行われている。 ・鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。 ・二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な隙間間隔で施工されていることが確認できる。 ・現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。 ・二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロックと滑らかである。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	集落排水工事（下水道）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール、止水ゴムが適切に設置されている。 ・インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 ・防食被覆が入念に実施され、かつ表面が滑らかである。 ・マンホールにおいて各部材にクラック等がなく、漏水がない。 ・マンホールの足掛金具の位置、方向、出が適正で、鉄蓋位置については、ガタツキがなく仕上がり、天端高さも適正である。 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 ・管渠において漏水個所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。 ・管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 ・不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 ・マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ・管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 【開削工】 ・管渠継ぎ手部ボルトの締め付け確認が実施され、適正に記録が管理されている。 ・置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように施工している。 ・埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 ・混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ・管の周辺に空隙、ゆるみがない。 【推進工】 ・防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。 ・管底に水がたまった形跡がない。 ・薬液注入工において削孔・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。 ・排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。 ・測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ・常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ・地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド】 ・セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ・溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。 ・二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ・常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ・シールド推進作業等がデータで確認できる。 ・裏込め注入状況がデータで確認できる。 ・地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。

【評価対象項目】

【共通】

・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合）
・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。
・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミールシート等で確認できる。
・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。
・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。
・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。
・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する）
・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成26年8月19日付技第1019号）（注）
・微破壊・非破壊によるコンクリート強度測定を実施している（橋長30m以上橋梁）（平成31年2月15日付技第1035号）
・重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定、ひび割れ調査を行っている。（平成31年2月15日付技第1035号）（注）
・有害なクラックが無い。

（注）：重要構造物として特別仕様書に記載した場合、対象とする。

【製作関係】

・製品の員数をはじめ規格の照合がミルシート等（現場照合を含む）で確認できる。
・作業実施前に装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。
・スペーサーの材料が適正で、品質が確認できる。
・プレビーム桁プレクションで適正に実施されている。
・緊張及びグラウト管理が適切に管理されている。
・プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

【架設関係】

・支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタルでの付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当あれば……ｄ

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ・ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ・施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されており、適正な気象条件下で塗装をしている。 ・塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料が沈殿していないことが確認できる。 ・塗料に有害な付着物がない。 ・塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ・上向きなど塗装しにくいところが入念に施工されている。 ・締め付けボルト、橋台と桁の間、及び隅の所で塗り残しがない。 ・仮設足場の跡などの塗り残し、色違いの塗装のないことが確認できる。 ・塗膜の表面に気泡、へこみがないことが確認できる。 ・設計図書に示された数量が、使用前後で資料により確認できる。 ・塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】【無筋】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/ｃ・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。（JIS A-5308以外の生コンを使用する場合） ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 （高炉Ｂ種・Ｃ種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成26年8月19日付技第1019号）（注） ・施工中の地質・湧水の状況、支保工や覆工の変状等を観察・記録し適切な対処がなされている。 ・現場でのセメント及び混和剤等の保管管理では、防湿性の高いサイロ及び倉庫で管理されている。 ・有害なクラックが無い。 ・設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 【掘削】 ・掘削は、地山を緩ませないように、かつ出来る限り滑らかに仕上げ、支保工との間隙（余掘）が少ないように施工している。 ・爆破後の掘削面のゆるんだ部分や浮き石を丁寧に除去している。 【支保工】 ・金網の継ぎ目を15cm（１目）以上重ね合わせていることが確認できる。 ・吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 ・吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工では、清掃及び湿潤状態が確認できる。 ・ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。 ・ロックボルトの引き抜き耐力の確保のために穿孔が荒れることがないように丁寧な施工が行われている。 ・ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・設計図書とおりに鋼製支保工の間隔が守られている。 ・鋼製支保工の立て込み設置が良好で、吹き付けモルタルとの隙間がなく、丁寧な施工がうかがえる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

（注）：重要構造物として特別仕様書に記載した場合、対象とする。

Ver. N0504

【覆工】
・逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。
・防水シートの品質・形状が設計図書どおりになっている。
・防水シートの溶着を確実にし、湧水やひび割れのないコンクリートの仕上がりが確認できる。
・防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
・インバートは、打ち継ぎ目に注意した施工が実施されている。
・湧水処理対策として埋設される排水材が的確に施工され機能している。
・覆工コンクリートは打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。
・巻き立て補強鉄筋は、所定のカブリが確保されている。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	公園・植栽工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・材料の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ・路床・路盤工のプルフローリングを行っている。 ・石積み、二次製品側溝等の材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材料等の沈下、崩壊又は漏水のおそれがない。 ・雨水等のたん水が生じないように排水対策を実施している。 ・盛土材の品質、形状が設計図書に基づくものになっている。 ・締め固めを適切な条件で施工している。 【舗装工・表層工】 ・設計図書に基づく混合物は、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 ・クレー（混合土）表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類等で確認できる。 ・平板、レンガ、タイル舗装等の目ずれがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ・排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 【植栽工】 ・土壌硬度試験及び土壌試験（ＰＨ）を実施し施工に反映している。 ・活着管理が適正に行われている。 ・樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切になされている。 ・樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ・余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ・肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 ・植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ・土壌改良においては、設計に基づく改良深さ、改良材の添加量が確保され、均一に混合されている。 ・日焼け、病害虫を防止するため幹捲きなどが適切に行われている。 ・支柱を全体的な美観を考慮し、緩みなく堅固に設置している。 ・添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ・樹木・地被類、つる性植物等には樹幹のわれ、病虫害などないことが確認できる。 ・現場に搬入された芝は、速やかに植え付けられ枯死しないように養生されている。 ・樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 【付帯設備工】 ・製品・機器の機能、性能が確認でき、満足している。 ・地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており記録により確認できる。 ・遊戯施設等の構造物の設置では、ひずみ、歪み、ふれがないように、堅固に基礎に取り付けられている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．及び出来形 出来ばえ Ⅱ．品質	防護柵（網） 視線誘導標 標識・照明灯 区画線等設置工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・ボルトは資材に対し直角に通り、緩みなく締め付けが十分であることが確認できる。 ・シールは位置、高さなどの点で適正に貼られ、しわが寄っていない。 ・防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 【防護柵】 ・製品の損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。 ・防護柵は、垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 ・連結するボルト等にゆるみがない。 ・支柱とレール、及びロープにゆがみがない。 ・ケーブル型防護柵の曲線部では、支柱がケーブル張力によって傾かないように施工されている。 ・支柱を打ち込む場合は、地盤をゆるめないように注意して施工され、また穴を掘って立て込む場合は、十分に突き固めて埋め戻しされている。 ・支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置は設計図書に適合することが確認できる。 ・防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ・ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ・ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 【視線誘導標・道路標識】 ・製品の損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。 ・視線誘導標、道路標識は垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 ・色彩・反射性能を試験結果報告書などで確認できる。 ・構造物強度・地耐力の確認が出来る。 ・視線誘導標の反射器の角度が適切である。 ・視線誘導標の支柱が沈下するおそれがないよう十分突き固められている。 ・コンクリート基礎の施工では、周囲の締固めが十分に行われている。 ・支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置が設計図書により確認できる。 ・視線誘導標は反射器の角度が変わることの無いよう、土中、コンクリート建込式とも固定されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ Ver. N0504

【区画線】
・ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下である。
・塗料の空き缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
・施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。
・施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。
・溶融式区画線の施工では溶融漕を適温に管理している。
・区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
・プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
・区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

【照明灯】
・製品に損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。
・照明灯は、垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が適正である。
・設計図書に明示以外は、照明灯の方向は、道路法線に直角に対象形になっている。
・構造物強度・地耐力の確認が出来る。
・基礎の周囲の締め固めが十分に行われている。
・支柱を支える基礎は、規格どおりにできあがり、高さ、位置が設計図書により確認ができる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	建築工事	・品質が特に優れている	・品質が優れている	・品質が特に良好である	・品質が良好である	・品質が適切である	・品質がやや不適切であ	・品質が不適切である
		【評価対象項目】 ・材料、製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ・施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ・材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ・品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ・施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ・建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ・躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・その他の工事（駆体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ・その他（　　） 評価値が９０％以上……a 評価値が８０％以上～９０％未満……a’ 評価値が７０％以上～８０％未満……b 評価値が６０％以上～７０％未満……b’ 評価値が５０％以上～６０％未満……c 評価値が５０％未満……d ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……e

Ver. N0504

※　目的物の品質の水準を評価すること。
品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を比較することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	電気通信設備工事	・品質が特に優れている	・品質が優れている	・品質が特に良好である	・品質が良好である	・品質が適切である	・品質がやや不適切であ	・品質が不適切である

【評価対象項目】

・製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
・材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
・機器の品質、機能及び性能が設計図書等を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
・盤内機器の取付及び配線の仕上りが良好である。
・操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
・ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
・設備の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
・操作制御関係の機能及び性能が、設計図書等の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
・設備の総合性能が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。
・現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
・設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
・完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
・設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
・設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督職員による立会を受けていることが確認できる。
・その他（　　）

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当あれば……ｄ

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	施設機械設備工事	・品質が特に優れている	・品質が優れている	・品質が特に良好である	・品質が良好である	・品質が適切である	・品質がやや不適切であ	・品質が不適切である

【評価対象項目】

・材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
・設備の機能及び性能が、設計図書等のとおり確保され、品質の確認ができる。
・設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
・機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
・溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
・塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
・操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
・小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
・設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
・完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
・機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
・設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
・二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
・バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
・計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
・回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
・構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
・現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
・設備の構造・機能・性能における施工管理基準で定めれれた項目について監督員による立会を受けていることが確認できる。
・その他（　　）

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

d	e
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。
上記該当あれば……ｄ	上記該当あれば……ｅ

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更正工	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ・構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対応をしていることが確認できる。 ・監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ・気象条件に応じた施工方法で施工されている。 ・部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。 ・養生期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。 ・施工時の現場条件（ドライ施工等）が適切に行われていることが確認できる。 ・その他（　　）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。
		【開水路補修工】 ・補修材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度をクリアされている）されていることが確認できる。 ・目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。 ・その他（　　）					上記該当あれば……ｄ	上記該当あれば……ｅ
		【管更正工】 ・規定の厚さで施工されていることが確認できる。 ・施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。 ・管更正材が当該既設構造物へしっかり密着（規定の付着強度等をクリアされている）されていることが確認できる。 ・各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。 ・曲線部の施工では、弛（ゆる）みがないことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。 ・その他（　　）						Ver. N0504

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④なお、削除後の評価対象項目数が３項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に◯マークを記入する。　　（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	その他工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ ばらつきの判断基準は別紙―４参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……ｄ	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば……ｅ

①※ 主たる工種の考査項目で考査し、最大考査項目は５項目とする。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		５０%以下	８０%以下	８０%を超える	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事 頭首工 水路工 トンネル 用排水機場	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の面通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。		該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	コンクリート二次製品構造物工事 （管水路工事も含む）	・構造物の通りがよい。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。 ・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・材料の連結、かみ合わせがよい。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	・仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	
	補強盛土工事	・壁面材の割れ、カケがない。 ・基礎上面の平坦性が良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・壁面材の目違い、段差がすくない。 ・構造物の通りが良い。 ・全体的な美観が良い。		該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	切土工事	・規定された勾配が確保されている。 ・法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 ・法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 ・施工面の木根等が確実に施工されている。 ・施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ・関係構造物との取り合いが適切に行われている。 ・残土等は適切に処理されている。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	
	河川工事 護岸工事 根固工事 水制工事	・通りが良い。 ・材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 ・天端、端部の仕上げがよい。 ・既設構造物とのすりつけがよい。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	
	鋼橋工事	・表面に補修箇所がない。 ・部材表面に傷、錆がない。 ・溶接に均一性がある。 ・塗装に均一性がある。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	地すべり防止工事 （かご工事・集水井工事・抑止杭工事・排水路工事・水抜きﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工事等）	・地山との取り合いが良い。 ・天端、端部の仕上げが良い。 ・施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・全体的な美観が良い。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし……d	
	道路・舗装工事 （橋面舗装も含む）	・舗装の平坦性が良い。 ・構造物の通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・雨水処理が良い。 ・全体的な美観が良い。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	
	法面工事 （アンカー工も含む）	・構造物の通りが良い。 ・植生、吹付け等の状態が均一である。 ・端部処理が良い。 ・全体的な美観が良い。 ・アンカーの方向が良い。 ・アンカーとプレートに隙間がない。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	
	基礎工事 （地盤改良等を含む）	・土工関係の仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・天端仕上げ、端部が良い。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし……d	
	暗渠排水工事	・耕土埋戻の仕上げが良い。 ・溝畔法面、水平面の仕上げが良い。 ・水閘及び保護管の施工が適切に行われている。 ・吐口部の施工が適切に行われている。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし　……d	
	区画整理工事	・整地の均平度が良い。 ・土工（畦畔、溝畔等）のとおり、仕上げが良い。 ・土工の構造物等のすりつけが良い。 ・用排水路のとおりが良い。 ・コンクリート構造物のとおりが良い。 ・全体的な美観が良い。		該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	矢板護岸工事	・土工の仕上げが良い。 ・矢板の通りが良い。 ・コンクリート構造物の施工が良い。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	ため池工事	・土工の仕上げが良い。 ・土工の通りが良い。 ・土工の構造物等へのすりつけが良い。 ・吹きつけ（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 ・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・付帯コンクリート構造物にクラックがない。 ・漏水がない。 ・施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） ・全体的な美観が良い。		該当９項目以上……a 該当７項目以上……b 該当６項目以上……c 該当５項目以下……d	
	消雪工事	・仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・全体的な美観が良い。 ・均等に水がまわる。 ・使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 ・運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		該当７項目以上……a 該当６項目以上……b 該当５項目以上……c 該当４項目以下……d	
	集落排水工事 管渠工	・通りが良い。 ・漏水がない。 ・クラックがない。 ・マンホールのインバートの仕上げが良い。 ・マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ・埋戻し後の路面復旧の状態が良い。 ・施工記録から不可視部分の出来ばえのよさがうかがえる。 ・端部処理が良い。		該当７項目以上……a 該当６項目以上……b 該当５項目以上……c 該当４項目以下……d	
	コンクリート橋工事	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・支承部の仕上げが良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	
	塗装工事 （工場塗装を除く）	・塗装の均一性が良い。 ・細部まできめ細かな施工がされている。 ・補修箇所がない。 ・全体的な美観が良い。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし……d	
	公園・植栽工事	・支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ・支柱の取り付けが堅固である。 ・樹木の活着状況が良い。 ・通りがよい。 ・既設構造物等とのすりつけが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当４項目以上……c 該当３項目以下……d	

Ver. N0504

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細別	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	標識工事 （視線誘導標・照明灯も含む）	・設置位置に配慮がある。 ・標識の向き、角度、支柱の通りが良い。 ・標識板、支柱に変色がない。 ・支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	
	区画線工事	・塗料の塗布が均一である。 ・視認性が良い。 ・接着状態が良い。 ・施工前の清掃が入念に実施されている。 ・全体的な美観が良い		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	
	建築工事	・建築物の通り、形状がよい。 ・仕上げの均一性、平坦性がよい。 ・機能面での配慮が適切である。 ・防水の納まりが良好である。 ・建具の取り付け、作動がよい。 ・舗装の平坦性が良好である。 ・関連工事との取り合いがよい。 ・全体的な美観がよい。		該当６項目以上……a 該当５項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	電気通信設備工事	・きめ細やかな施工がなされている。 ・ケーブル等の接続方法及び収納方法が適切である。 ・主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ・公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ・動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ・当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ・操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ・全体的な美観がよい。		該当５項目以上……a 該当４項目以上……b 該当３項目以上……c 該当２項目以下……d	
	施設機械設備工事	・主設備、関連設備及び操作設備が全体的に統制されており、運転操作性がよい。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ・溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ・全体的な美観が良い。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	
	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更正工	・小構造物にも注意が払われている。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観がよい。		該当３項目以上……a 該当２項目以上……b 該当１項目以上……c 該当項目なし　……d	
	上記以外の工事	・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は５項目とする。		該当４項目以上……a 該当３項目以上……b 該当２項目以上……c 該当１項目以下……d	

Ver. N0504

別紙－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考 査 項 目	細　　別	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い

Ver. N0504

評　定　の　共　通　資　料

新潟県農地部

・「記入方法及び留意事項」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙－４

・「施工プロセス」のチェックリスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙－５①～⑥

・工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 ・・・・・・ 別紙－６①～②

記入方法及び留意事項

１．出来形のばらつきの考え方

バラツキの判断は、原則としてサンプル数が１０個以上について行うものとするが、サンプル数が１０個未満においても、出来形管理項目全てを総合的に評価できるものとする。また、必要以上に測定基準を超えてサンプル数を10個以上としたものは評価しない。

［管理図の場合］

【上・下限値がある場合】
①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

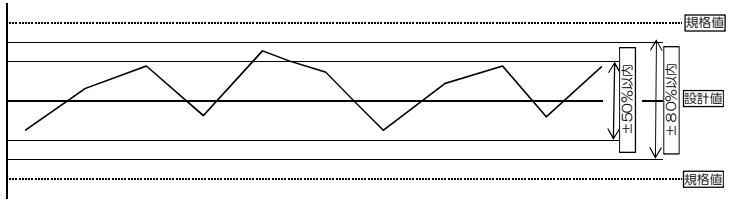

【下限値のみの場合】

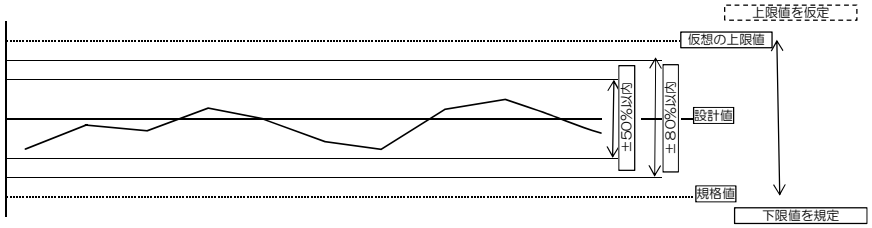

※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例

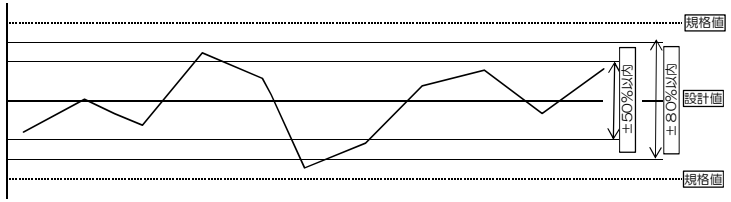

※**概ね**とは、打点数の90%以上とする。

［度数表またはヒストグラムの場合］

【ばらつきが小さい】
（概ね50%以内）

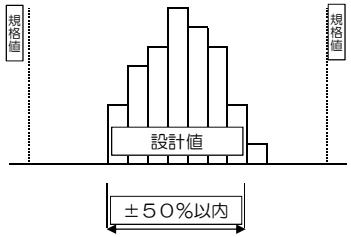

【ばらついている】
（概ね80%以内）

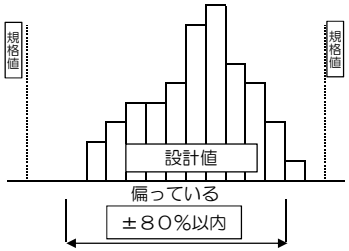

【ばらつきが大きい】
（概ね80%以上）

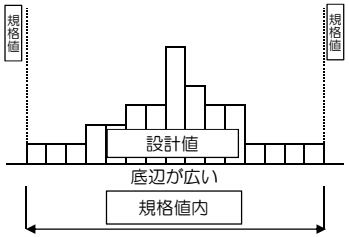

2．品質のばらつきの考え方

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい 概ね５０%以内	ばらついている 概ね８０以内	ばらつきが大きい 概ね８０%以上	
評価値	９０%以上	a	a’	b	b
	７５%以上９０%未満	a’	b	b’	b’
	６０%以上７５%未満	b	b’	c	c
	６０%未満	b’	c	c	c

※バラツキの判断が可能な工種（主なもの）
①コンクリートの圧縮強度（現場養生）
②路体、路床、下層路盤、上層路盤、舗装の現場密度等
③アンカー工等の適性試験、確認試験等
④現場吹付法枠工等のコンクリート圧縮強度等

（１）バラツキはサンプル数が１０個以上について、バラツキの判断を行う。（原則としてサンプル数が１０個未満では、バラツキの判断不可能とする。）
（２）ばらつき判定は、施工前に目標値が設定され、施工計画書に明記された目標値に対して品質管理されているものを評価する。（試験結果の平均値を後から求めて目標値としたものは評価しない。）
（３）規格値、試験基準を満足し、度数分布が（平均値－規格値）の±50%以内の範囲にある場合は、バラツキが少ないと判断する。
（４）生コンクリートのスランプ、空気量、標準養生の圧縮強度、単位水量については、レディーミクストコンクリートの品質を保証するための
必要な品質管理であるため、工事成績評定の品質の評価対象としない。但し、コンクリート現場養生については、この限りでない。
（５）設計値が下限規格値になり上限規格値を持たないもの（コンクリート圧縮強度等）は、過去の施工実績等から適切に目標値が設定されていることを確認する。
※目標値設定例 例１：現場養生コンクリート圧縮強度で設計値18N/mm2（下限規格値）のところ目標値を23N/mm2(1.3倍)に設定
例２：現場吹付法枠コンクリート圧縮強度で設計値18N/mm2のところ目標値を35N/mm2（2倍）に設定

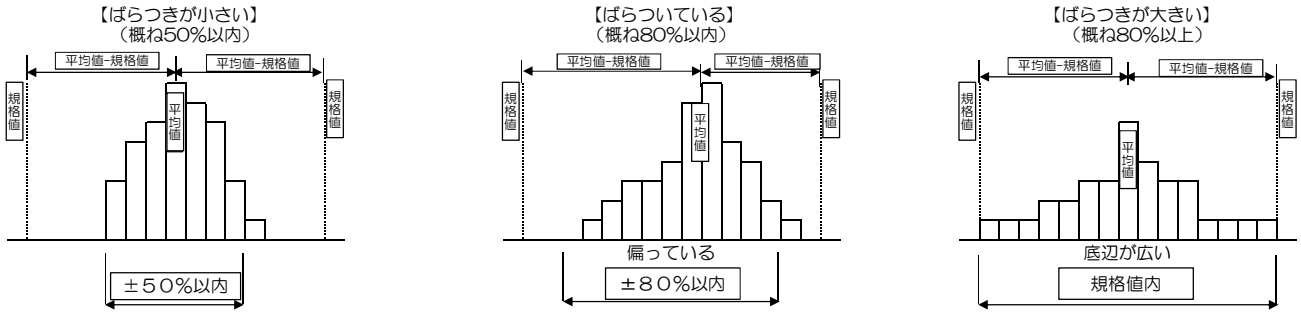

3．多工種複合工事の取り扱い

（１）主たる工種で評定する. なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
（２）コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

4．コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013」第４章、4.2 評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。
なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

（１）コンクリートの耐久性（鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする）
進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2mm以下のクラック

（２） 防水性・水密性が求められる構造物（鉄筋及び無筋コンクリート）
進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が0.05mm以下のクラック

5．その他

（１）「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

（２）「４．工事特性」「５．創意工夫」「６．社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙－５①

「施工プロセス」のチェックリスト

１．工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．工期　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日　　３．受注者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　監督員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

①「施工プロセス」チェックリストは、農業土木工事標準仕様書、建設工事請負基準約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員が確認する。
②チェック欄では、地域機関内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容が OK であれば□欄に✓マークを記入、または、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。
③用語の定義　　契約後：当初契約後　　変更後：工期内に行う契約変更後

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの時期の目安）	チェック覧 着手前	施工中			完成時	備考（指示事項及びその是正状況など）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○工程表	・契約締結の７日以内に、工程表が提出された。（約款第３条）（契約後、変更後）	□	□	□			仕様書共通編１－１－４ 地域機関に提出した日で判定すること。
		○コリンズ（CORINS）への登録	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後の１０日以内に登録機関に申請した。［請負金額 500 万円以上が対象工事］（契約後、登録技術者変更時、完成時）		□	□		□	仕様書共通編１－１－６ 変更時の技術者は主任、監理技術者のみ。現場代理人や前記以外の技術者変更は申請不要。 コリンズ（CORINS）への登録日付は登録機関の登録日で判定する。 受注、変更、完成時の登録は監督員が登録内容確認書で確認する。 変更時と完成時が１０日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降は工期末日が完成日となることに留意
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書（発注者用）契約締結後原則１ヶ月以内に提示された。（施工時１回） ・掛金収納書を工事完成時に確認した。（完成時）		□			□	仕様書共通編１－１－４８ 中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。（同等の他制度含む）
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。（施工時１回程度）		□				中小企業退職金共済制度加入者は、対象外
			・建設業退職金共済証紙の配付状況が受払簿等により確認できる。（施工時１回程度）		□				下請各業者への証紙の配付状況を受け払簿で確認する。 中小企業退職金共済制度加入者は、対象外。（同等の他制度含む）
		○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付けられ、その写しが提出されている。（下請契約がある場合はすべて必要）（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		仕様書共通編１－１－１２ 工事を施工するため下請契約をした場合は、施工体制台帳の作成が必要。
			・施工体制台帳に下請契約書（写し）及び再下請通知書、契約書等が添付され、下請金額が確認できる。（　同　上　）（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		施工体制台帳が適正に記入されているか、添付書類の不足がないか確認する。 変更が生じた場合、当該工事の施工前に監督員へ提出されているか確認する。
			・施工体制台帳及び再下請通知書に記載の全ての業者について、社会保険等への加入の有無を確認する。（　同　上　）（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄で社会保険等の加入を確認する。

		○施工体系図	・施工体系図が現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示され、その写しが提出されている。 （下請契約がある場合はすべて必要）　（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		仕様書共通編１－１－１２ 変更がある毎に監督員に提出されている。
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない （　同　上　）　（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		
			・施工体系図に記載されている主任（監理）技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（　同　上　）　（施工時の当初、施工体制変更時）		□	□	□		資格者証、名札等で確認する。
		○労災保険関係成立票	・「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。 （施工時１回程度）		□				
		○建設業許可標識	・「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に設置され、監理技術者名等が正しく記載している。（施工時１回程度）		□				建設業の許可票が設置されている。
		○週休 2 日取得モデル工事	・施工計画書提出時に週休２日取得を確認できる工程表を監督員に提出するとともに、その旨を工事看板等で現場に掲示されている。（着手前）	□					「週休２日所得モデル工事」が該当。
1 施工体制	Ⅱ配置技術者（現場代理人・監理・主任技術者）	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（約款第 11 条） （施工時）		□	□	□		常駐の作業日報がある。年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。
			・現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。（約款第 11 条） （施工時適宜）		□	□	□		作業工程の管理、現場の安全対策、工事現場の運営等を確認する。 変更した場合、適切に引き継いでいる。
			・現場代理人は、監督員との連絡調整を「連絡」を除き書面で行っている。 （施工時適宜）		□	□	□		口頭処理でも後日書面で整理している。
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している（建設業法第 26 条の 2） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□		専門技術者が必要となる場合に確認する。
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。（安全衛生法第 14 条） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・配置予定技術者、施工体制台帳に記載された技術者が本人であることを資格者証で確認できる。 （着手前）	□					下請契約の総額が 4,000 万円以上(建築一式工事は 6,000 万円)は監理技術者が専任。 工事の請負金額が 3,500 万円以上(建築は 7,000 万円)は主任技術者が専任。（下請け工事も同様） 携行している資格証により本人であることを確認する。
			・現場に常駐している。（施工時）		□	□	□		常駐の作業日報がある。年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。 変更した場合、適切に引き継いでいる。
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）		□	□	□		明確な根拠に基づいて、技術的な判断を行っているか確認する。各下請業者に対しても指導的な役割を担っているか確認する
			・施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 （施工時適宜）		□	□	□		
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。 （建設コンサルタント等に現場技術業務を委託している場合）　（施工時適宜）		□	□	□		仕様書共通偏１－１－８ 配置が示された場合のみ
		○下請業者の把握	・下請者が新潟県の建設工事入札参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。（施工時適宜）		□	□	□		仕様書共通編１－１－１１
		○下請人指導責任者配置届	・契約の日から起算して７日以内に、着手届と同時に下請人指導責任者配置届が提出された。（着手時、変更後）	□					新潟県建設生産システム合理化指導要綱第９ 事務所に提出した日で判定すること。
		○緊急連絡網	・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示してある。（施工時１回程度）		□				

2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・約款第 19 条第１項（１）から（５）に係わる設計書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	□	□	□	□		仕様書共通編１－１－３
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	□	□	□	□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、監督員に提出した。（設計金額が 500 万円未満の簡易工事は「設計額 500 万円未満の工事の総括報告表」による報告。）（着手前・変更時）	□	□	□			仕様書共通編１－１－５ 施工計画書が契約後概ね１ヶ月以内に提出されている。
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（施工時適宜）		□	□	□		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		□	□	□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前・変更時）	□	□	□			現場条件等を反映した施工管理となっているか確認し、必要に応じて管理項目の追加を検討。
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理	・工事材料の品質を証明する資料を整備、保管し、提示、提出している。（検査時）					□	仕様書共通編１－１－２２
			・工事材料を品質に影響ないように保管している。（施工時適宜）		□	□	□		施工計画書で保管方法を確認し、実際の施工と一致しているか確認する。
			・自社の管理基準（県の管理基準を上回る）を持ち、その基準により社内検査が完了している事が書面で確認できる。（着手前・検査時）	□				□	施工計画書に自社の管理基準が記載されているかを確認する。
			・出来形・品質管理が工事の施工と並行してその都度行っていることが書面にて確認できる。（農業土木工事施工管理基準）（施工時または検査時）		□			□	段階確認時に整理されているかを確認する。
		○現場環境改善	・「現場環境改善費」特別仕様書に記載してある内容が実施されている。（施工時適宜）	□	□	□	□		現場環境改善費の計上がある場合は、施工計画書の記載を確認し、実際の施工と一致しているか確認する。
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立会にあたって、段階確認についてはあらかじめ段階確認願（種別、細別、施工予定時期等）を提出している。（施工時適宜）		□	□	□		仕様書共通編１－１－２３
			・段階確認の確認時期が、適切である。（農業土木工事監督技術基準　別表２）（施工時適宜）		□	□	□		
		○工事の着手	・契約の日から起算して７日以内に工事に着手した。（着手時）	□					仕様書共通編１－１－１０ 事務所に着手届けを提出した日で判定すること。
		○支給材料及び貸与品	・使用予定日の 14 日までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した請求書を提出した。（施工時適宜）		□	□	□		仕様書共通編１－１－１９
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示（資料を示し説明）した。（施工時適宜）		□	□	□		仕様書共通編１－１－２１
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出した。（施工前）		□				施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。（施工時）		□	□	□		特別仕様書に記載された指定形式を確認。
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		□	□	□		変更に伴う工程表が速やかに提出されているか確認。
			・現場設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		□	□	□		工事内容の変更に関する理解が的確。 変更に対する対外的な調整が適切。
			・官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前に書面で提出した。（「施工計画書等で事前に作業実施報告」をしているものは除く。）（施工前）		□	□	□		仕様書共通編１－１－４２

	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	仕様書共通編１－１－３３
			・安全教育・訓練を４時間／月以上実施し、記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。 事例は適切なものを使用しているか。
			・安全パトロール、作業前安全ミーティング（ＫＹ）等を実施し、記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。
			・店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている （施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。
			・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 （同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される）　（施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	「点検記録」をチェック。
			・　重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録（機械の作業計画書）等がある。　（施工時または検査時）		□			□	「点検記録」をチェック。
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	「点検記録」をチェック。
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。　（施工時または検査時）		□			□	「点検記録」をチェック。
			・地下埋設物及び架空線に関する事故防止措置が実施されている。 （施工時または検査時）		□	□	□	□	施工計画書の記述と一致するか確認する。
			・交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに交通誘導員の勤務実績が管理され記録がある。　（施工時または検査時）		□	□	□	□	「交通誘導員勤務実績記録」をチェック。
			・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 （施工時または検査時）		□			□	場内整理が徹底しているか確認。
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。　（施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 （施工時または検査時）		□			□	仕様書共通編１－１－４２ 「記録」でチェック。
			・地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。　（施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。　（施工時または検査時）		□			□	「記録」でチェック。

別紙-5②

「施工プロセス」のチェックリスト　　（総括監督員、課長代理等がチェックする）

1 工事名：　　工事

2 工　期：令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

3 確認内容

①この「施工プロセス」チェックリストは、農業土木工事標準仕様書、建設工事請負基準約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを総括監督員、課長代理等が確認する。
②チェック欄は、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば□欄に「レ」マークを入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。
③用語の定義　契約後：当初契約後、　変更後：工期内に行う契約変更後。

考査項目	種別	確認時期	確認項目	確認資料	記入（確認）内容	チェック欄	記入欄
Ⅰ施工管理	工程（必要に応じて回数を増やす）	契約時	・提出日 ・提出内容 ・工程阻害項目	工程表 1―1	・工程計画のポイント （自然条件・社会条件などの外的条件に対し） ・条件明示に対する対応 （ 占用物・未買収地・関連工事・協議団体など） ・工程等の阻害要因 （ 支障物件・関連工事など）	□ □	（ チェック日（　　））
		中間時（事業量変更・工法変更・繰越時、中止解除時など）回数は必要に応じ設定	（1回目） ・変更項目 ・変更工程について ・工程阻害項目	工程表 1―2	・変更内容 ・工期内完了の目途 ・工程等の阻害要因 ・関連工事、及び隣接工事の調整課題	□	（ チェック日（　　））
			（2回目） 同　　上	工程表 1―2	同　　上	□	（ チェック日（　　））
	確認・検査（出来形・段階・臨時が適宜欄を増やす）	出来形、進捗	・出来形割合	検査対象の資料 1―3	・出来高割合 ・進捗度合（工程上、遅いか早いか）	□	（ チェック日（　　））
		段階	・段階確認項目	検査対象の資料 1―4	・段階確認項目 ・対象項目の良し悪し （ 内容は、農業土木工事監督要領による）	□	（ チェック日（　　））
		臨時	・臨時検査項目・検査結果	検査対象の資料 1―5	・臨時検査の必要性は ・臨時確認項目 ・検査対象の良し悪し （ 内容は、農業土木工事施工管理基準による）	□	（ チェック日（　　））
		完成時	・完了事前確認項目・事前確認結果	検査対象の資料 1―6	・完成状況 ・確認状況の良し悪し （ 内容は、農業土木工事施工管理基準による）	□	（ チェック日（　　））

Ver.N0504

考査項目	種別	確認時期	確認項目	確認資料	記入(確認)内容	チェック欄	記入欄
Ⅱ安全管理	体制	契約時	・体制	施工計画書 2―1	・体制 ・役割分担 ・協議会等の組織内容	□	(チェック日( ))
		契約時	・緊急連絡網	施工計画書 2―2	・緊急連絡網	□	(チェック日( ))
	災害(労働災害・公衆災害)	施工計画書等提出時及び(工法)変更時	・労働災害	施工計画書 2―3	・建設事故起因項目 (自然災害)の項目 どの作業時 どういった(事前周知点検)確認項目	□	(チェック日( ))
			・公衆災害	施工計画書 2―4	・公衆災害起因項目 (公衆災害)の項目で どの作業時 どういった(事前調査点検)確認項目	□	(チェック日( ))
	教育・点検	安全教育計画	・安全教育計画	施工計画書 2―5	・安全教育内容	□	(チェック日( ))
		(月別) 現場着手時点 3ヶ月経過状況 9ヶ月経過状況 1年3ヶ月経過状況 1年9ヶ月経過状況	・KY 活動状況 ・交通安全施設等の状況	実施報告書 2―6	・KY 活動の内容 ・交通誘導員、その他安全施設の配置確認	□ □ □	(チェック日( )) (チェック日( ))
		(新規入場) 現場入工時(( ) 番目の新規入場蒔	・新規入場者教育	実施報告書 2―7	・新規入場者教育の内容確認 最初の主工事 ( ) 番目の主工事	□ □	(チェック日( )) (チェック日( ))

Ver.N0504

＊：　１－１・契約締結の日から起算して７日以内に、提出された工程表の内容について（約款第3条）確認
・なお、工程表の提出された時期が、標準工期とかけ離れている場合は、再度の提出時に再確認
・条件明示に対する対応、及び工程上の阻害要因について右側に、具体的に明記し、対応等を聞き取りの上、記入
１－２・進捗状況の確認、および遅延状況のバックアップ等について
・中止期間が１ヶ月におよぶ場合は、対象
・指示（契約）内容で工法の変更、工事量の変更（増）の場合も対象
・ただし、工事完了で設計変更のための中止解除後のものは不要
・工程上の阻害要因について右側に、具体的に明記し、対応等を聞き取りの上、記入
・協議会等の工程調整会議に積極的に参加しているか、その際の調整課題などを聞き取りの上、記入
１－３・主任監督員の資料（履行状況報告等）を基に確認
１－４・主任監督員の指導も兼ね、主たる工種を決めて、現地立合の上確認（工種にもよるが、概ね２回程度／１工事を目標とする）
１－５・臨時検査項目をはじめ、竣工時に不可視状態になる工種については、事前に判断し、適切に受検の対応など。予定日等の徹底
・その他、自然条件（降雪・風浪）等で竣工前には、検査が受ける必要があるかどうかを判断し、受検の対応など。予定日等の徹底
１－６・契約工期はもとより、その他要因により早期に実施が必要かを決めて、受検
・完了検査前の確認で主任監督員の指導を兼ね、気がついたことを記入（社内検査の状況を参考に）

２－１・元請責任者等の確認、及び安全活動の計画等
・現場代理人の補佐的な代理人を決めているかなど
・作業主任者は、だれ、作業分担が明確化されているか
・施工体系図をはじめ、協議会の運営、及び統括安全衛生管理義務者などについて
２－２・緊急時の連絡体制、及び安全管理責任者等の体系図の整備状況について
２－３・施工計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載
・請負業者からの具体的に聞き取りで確認
（例）護岸工事の場合：雨量と危険退避水位の関係など
・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入
２－４・施工計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載
・請負業者からの具体的に聞き取りで確認
（例）使用重機と架空線の関係など・地下埋設物の事前調査について
・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入
２－５・項目、頻度
・具体的実施内容が整合しているかなど
２－６・請負業者に実施状況（ＫＹ日報、誘導員勤務実績資料等）を提示させ、確認
・着手後、３月経過後に、経過状況とＫＹ実施状況等を確認し、確認サインを記す。
・その以降は、１回／３月程度の割合で実施する。
・経過月は、実質工期で判断する（中止期間等を除いたもの）
・現場着手時が１回目、３ヶ月後が２回目、６ヶ月後が３回目、回数に応じて、行を増やすが、実質工期が３ヶ月未満であれば２回目以降なし
２－７・元請業者の指導（聞き取り）内容を、最初の下請決定通知書が提出された時点で、実施状況を確認、確認サインを記す
・２回以降は、下請決定通知書が提出された、主たる工事の関係業者について実施状況を確認、確認サインを記す
・概ね、２回程度／工事で、１回目は、最初の下請け入場時、２回目は、次期の主たる下請け入場時で、回数に応じて、行を増やして実施する

別紙−5②

「施工プロセス」のチェックリスト（記入参考例）

1 工事名：○○○○○工事

2 工期：令和○年○月○○日～令和○年○月○○日

3 確認内容

①この「施工プロセス」チェックリストは、農業土木工事標準仕様書、建設工事請負基準約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを総括監督員、課長代理等が確認する。

②チェック欄は、書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば□欄に「レ」マークを入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。

③用語の定義　契約後：当初契約後、　変更後：工期内に行う契約変更後。

考査項目	種別	確認時期	確認項目	確認資料	記入（確認）内容	チェック欄	記入欄
I 施工管理	工程（必要に応じて回数を増やす）	契約時	・提出日 ・提出内容 ・工程阻害項目	工程表 1―1	・工程計画のポイント （自然条件・社会条件などの外的条件に対し） ・条件明示に対する対応 （占用物・未買収地・関連工事・協議団体など） ・工程等の阻害要因 （ 支障物件・関連工事など）	□ □	・工期　令和5年4月15 日～令和5年11月15 日（ ○○○日） ・着工工程表提出月日　令和5年4月15 日（ 契約上のもので期間等、基本事項の確認（以下、実質的な工程表提出時として確認、ただし繰り越し前提なら繰越時点で再提出のもので再確認））　・掘削時、地下埋設物（ガス・水道）調査不十分、協議立会等で工程に影響→早期の協議・ ・関連工事の遅れで、工程に影響→連絡の徹底 （ チェック日（ 令和5 年5 月9 日 （実質的な） 施工計画書提出時））
		中間時（事業量変更・工法変更・繰越時、中止解除時など）回数は必要に応じ設定	（1回目） ・変更項目 ・変更工程について ・工程阻害項目	工程表 1―2	・変更内容 ・工期内完了の目途 ・工程等の阻害要因 ・関連工事、及び隣接工事の調整課題	□	・工事の進捗状況（当初予定60 %→変更により50%）（ 遅れ気味にパーティ増でカバー） ・変更年月日、内容（令和5年5月30日　電柱の移転、中止） ・工程管理（中止解除令和5年6月30日、竣工は令和5年12月15 日で対応の予定） ・竣工が降雪期に入る恐れあり、舗装工事の対応がポイント。→工程の加速策検討） （チェック日（ 令和5年7月2日中止解除による工期変更の工程表提出時））
			（2回目） 同　上	工程表 1―2	同　上	□	・工事の進捗状況（当初予定75 %→変更により65%）（ 遅れ気味に重機台数を増やして加速） ・指示月日、内容（令和5年8月28日　交差点部を延長増） ・工程管理（増工に伴う工期延伸で、竣工は令和5年3月15日で対応） ・交差点部の工事優先し、交通解放時期を個々で円滑に実施できるかがポイント。 ・舗装工事不可能分か、敷き鉄板で対応し、来年早々に実施かで検討 （チェック日（ 令和5年9月12日　指示による工事量贈工に伴う工程表提出時））
	確認・検査（出来形・段階・臨時が適宜欄を増やす）	出来形	・出来形割合	検査対象の資料 1―3	・出来高割合 ・進捗度合（工程上、遅いか早いか）	□	出来形割合（75%）（ 工程管理は、･･） （チェック日（　　　　　　　　　　　　　　　　））
		段階	・段階確認項目	検査対象の資料 1―4	・段階確認項目 ・対象項目の良し悪し （ 内容は、仕様書による）	□	・確認項目（矢板材料） ・時期的に整合、設計書と整合 （チェック日（令和5年8月20日矢板打ち込み前））（矢板打ち込み工事着手　令和5年8月29日を確認）
		臨時	・臨時検査項目・検査結果	検査対象の資料 1―5	・臨時検査の必要性は ・臨時確認項目 ・検査対象の良し悪し （ 内容は、仕様書による）	□	・確認項目（拡幅部擁壁の基礎の場所打ち杭施工状況） ・時期的に整合、設計書と整合 ・出来形、規格内 ・品質、材料確認等をミールシートで確認 （ チェック日（　　　　　　　　　　　　　　　　　　））
		完成時	・完了事前確認項目・事前確認結果	検査対象の資料 1―6	・完成状況 ・確認状況の良し悪し （ 内容は、仕様書による）	□	・写真整理に、工夫なし・ ・場所打ち杭の軸心に、一部規格すれすれのものあり、ほか規格内　→　原因究明 （ チェック日（ 令和5年3月22 日　竣工検査予定日令和5年3月25日））

Ver.N0504

Ⅱ安全管理	体制	契約時	・体制	施工計画書 2―1	・体制 ・役割分担 ・協議会等の組織内容	□	・（ 現場代理人）（ 株） ○○組 ○○ ○、（元請責任者）（ 株） ○○組 ○○ ○、（監理技術者）（ 株） ○○組 ○○ ○、など、 ・（ 現場代理人の代理）（ 株） ○○組 ○○ ○ ・（ 協議会設置）代表者（株）○○組 ○○ ○、（協議内容等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ （ チェック日（ 令和5年5月9日 （実質的な） 施工計画書提出時））
		契約時	・緊急連絡網	施工計画書 2―2	・緊急連絡網	□	・（ 連絡体制）・・・・・、（ 安全管理責任者）・・・・・・・ （ チェック日（ 令和5年5月9日 （実質的な） 施工計画書提出時））
	災害	労働災害施工計画書等提出時及び（工法）変更時	・労働災害	施工計画書 2―3	・建設事故起因項目 （ 自然災害）の項目 どの作業時 どういった（ 事前周知点検）確認項目	□	・型枠組立作業時、高所から落下→手すり先行足場の徹底、安全金具、日没工事にならないようになど ・降雨、強風後の掘削作業時 → 始業前の地山点検作業の徹底 ・重機作業の一時離脱時 → 重機の移動停止（滑り止め） 徹底と、機械の停止 ・高温時の常時作業 → 熱中症対策を徹底 ・冬期間作業 → 滑り止め装具の徹底など （ チェック日（ 令和5年5月9日 （実質的な） 施工計画書提出時））
		公衆災害施工計画書等提出時及び（工法）変更時	・公衆災害	施工計画書 2―4	・公衆災害起因項目 （ 公衆災害）の項目で どの作業時 どういった（ 事前調査点検）確認項目	□	・床堀、掘削時 → ガス・水道管等の損傷の未然防止に、施設図を基に掘削着手前に立合 ・機械移動時 → 高圧線などの接触事故防止で、アームの固定装着 ・資材、残土運搬時 → 交差点での注意、枝道の一時停止、標識・照明灯の施設損傷防止 ・交通切り替え時点 → 誘導の徹底で、第三者への誘導、被害の未然防止など （ チェック日（ 令和5年5月9日 （実質的な） 施工計画書提出時））
	教育・点検	安全教育計画	・安全教育計画	施工計画書 2―5	・安全教育内容	□	・1回／月の4時間の実施、ただし、4・5月計画内容に現場と不整合。（掘削作業時期に重機操作の注意項目がない。） （ チェック日（ 令和5年5月9日 （実質的な） 施工計画書提出時））
		（ 月別） 現場着手時点 3ヶ月経過状況 9ヶ月経過状況 1年3ヶ月経過状況 1年9ヶ月経過状況	・KY 活動状況 ・交通安全施設等の状況	実施報告書 2―6	・KY 活動の内容 ・交通誘導員、その他安全施設の配置確認	□ □ □	（ チェック日（ 着工時の令和5年5月15日）） ・仮設工事での進入路設置 → 運搬系が多くなり、関連工事との間で指示が適切に実施されている模様である。 （ チェック日（ 着工3ヶ月後の令和5年9月10日）） （ 工期が実質3ヵ月未満であれば、2回目以降なし） ・現場作業は、掘削作業中 → 重機作業についての注意事項が徹底されている模様である。 （ チェック日（ 着工9ヶ月後の令和5年3月1日））（ 工期が実質9ヵ月未満であれば、3回目以降なし） ・コンクリート打設作業 →高所作業につき足場完備、及び墜落制止器具の装着等で指導徹底がなされていた。
		（新規入場）現場入工時（ （） 番目の新規入場蒔	・新規入場者教育	実施報告書 2―7	・新規入場者教育の内容確認 最初の主工事 （） 番目の主工事	□ □	（ チェック日（ 着工5ヶ月後の令和5年7月18日））（ 下請けがなければ、記載不要） ・土留め擁壁の型枠業者（（有）○○○組）の入場時→確認内容に疑問あり、作業員に遠来のものあり。 ・中に、病歴者あり（ 脳梗塞1人/6 人、高血圧2人/6 人） 季節の変わり目、疲労蓄積時に注意。 （ チェック日（ 着工8ヶ月後の令和2年11月4日））（ 下請けがなければ、記載不要） ・土留め擁壁のコンクリート打設業者（（ ㈱○○○○組）の入場時 → 作業員に60才年輩者あり、経験に頼るな

Ver.N0504

別紙 6①

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項　　目		評価内容	
提案内容			
（説　明）			
（添付図）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

Ver.N0504

別紙　６②

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		請負者名	

項　　目	評価内容	備　　考　（対応事例）
□工事特性	□構造物の特性への対応	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 対象構造物の形状が複雑であること等から、施工条件が特に変化する工事
	□都市部等の作業環境等、社会条件等への対応	地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 現道上での交通規制に大きく影響する工事 緊急時に対応が特に必要な工事 施工箇所が広範囲にわたる工事
	□厳しい自然・地盤条件への対応	特殊な地盤条件への対応が必要な工事 雨・雷・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
	□長期工事における安全確保への対応	12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事 (全面、一時中止期間は除く)※但し、事故は文書注意以上のものが対象
	□その他	
□創意工夫	□施　工	施工に伴う器具、工具、装備類 コンクリート二次製品の利用等代替材の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	□新技術活用	NETIS、Made in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を提案し活用
	□品　質	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 コンクリート打設関係の工夫 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 配筋、溶接作業等に関する工夫
	□安全衛生	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	□その他	
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 道路清掃の実施 地域住民とのコミュニケーション 災害時などにおいて救援活動の協力　等々

１　該当する項目に□にレマーク記入。
２　具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。　Ver.N0504
３　本様式は１工事につき１枚の提出とする。